

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 3 0 回 本 部 会 議

日時：令和2年12月24日（木）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

（1）今後のステージの運用（案）等について（協議事項）

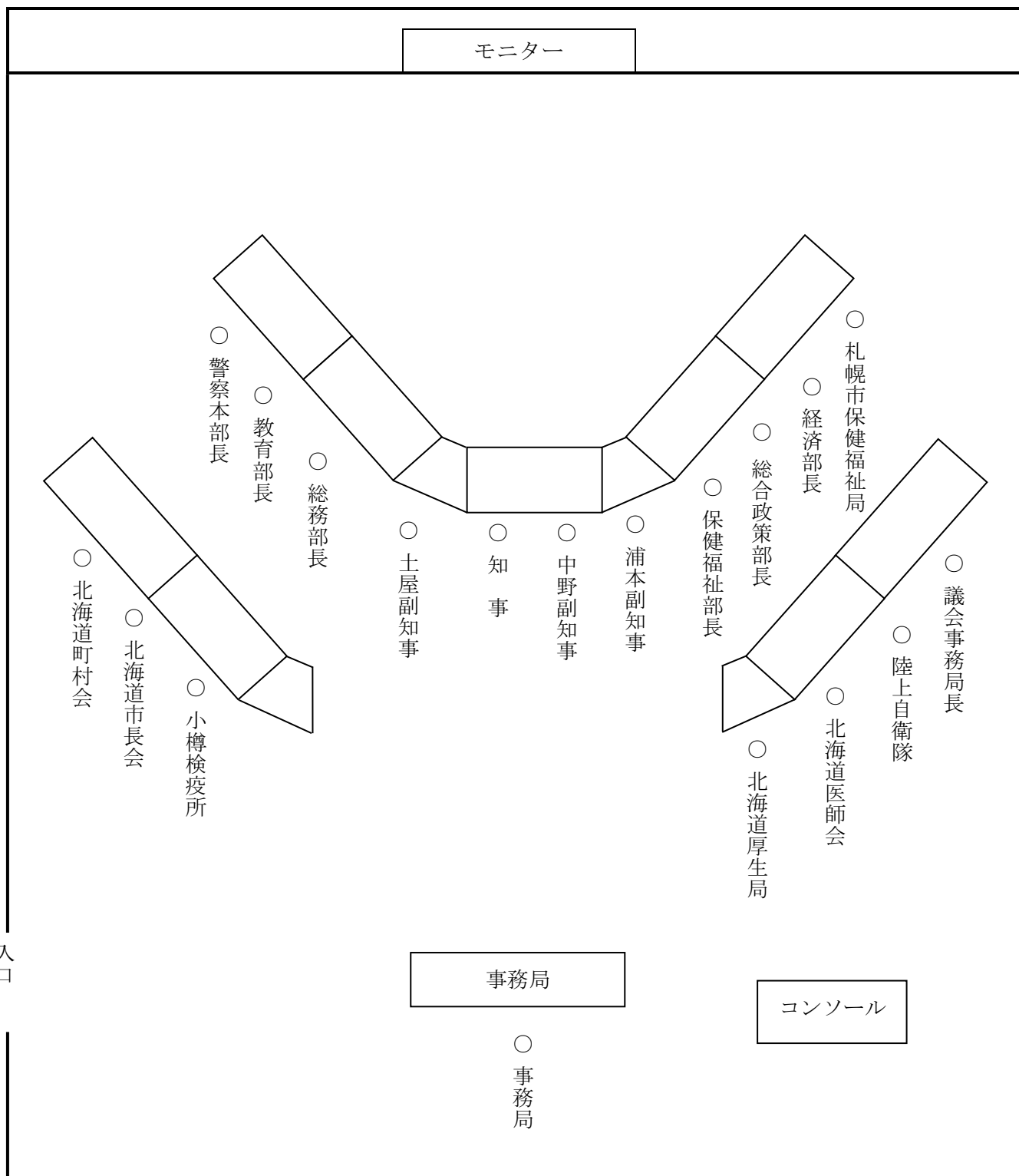
（2）北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱について（報告事項）

3 閉 会

資料1-1	今後のステージの運用について（案）
資料1-2	札幌市の感染状況について
資料2	感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	年末年始に向けた共同メッセージ
資料4	今後のステージの運用（道案）等に対する主な意見
資料5-1	北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱
資料5-2	北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱（参考資料）
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室
令和2年(2020年)12月24日(木)〕



第30回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年12月24日(木)

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	野 村 聡
総合政策部	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹 彦
	交 通 企 画 監	柏 木 文 彦
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	三 瓶 徹
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 一
経済部	部 長	山 岡 庸 邦
	観 光 振 興 監	大 内 隆 寛
	食 関 連 産 業 室 長	新 津 健 次
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	宮 田 大 也
水産林務部	部 長	佐 藤 卓 也
建設部	部 長	小 林 敏 光
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真 一
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 部 長	志 田 篤 俊
北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋 子
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 幸 志
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 祐 則
胆振総合振興局	局 長	花 岡 村 英 拓 史
日高振興局	局 長	北 村 海 秀 明
渡島総合振興局	局 長	鳴 山 山 俊 明
檜山振興局	局 長	永 山 山 俊 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	副 局 長	沖 野 洋
宗谷総合振興局	局 長	竹 花 賢 一
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕 司
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長	櫻 庭 孝 行
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	次 長	伊 高 浩 和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山 口 亮 子
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小 林 淳 子
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政 昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康 弘

今後のステージの運用について (案)

【令和2年12月24日】

区分	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間と の比較	感染経路 不明割合
全道(12/23)	885床	33床	減少 1,666人	減少 4.7%	845人/週	減少	25.1%
うち札幌市	416床	19床	886人	5.3%	450人/週	減少	30.7%
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週	増加	50%

年末年始における医療崩壊を防ぐため、強い措置を講じる

【判断の根拠】

別添のとおり

【基本的考え方】

全道の新規感染者数は減少傾向にあるものの、医療・福祉施設等における集団感染が発生するなど、引き続き、医療提供体制へのひっ迫の度合いは厳しい状況が続いており、特に通常の医療提供が難しくなる年末年始における医療崩壊を防ぐため、警戒ステージは3を維持した中で、引き続き、全道において行動変容を要請する。

札幌市内においては、本道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積し、人の移動の中核となるなど、社会経済活動の中心的地域という特殊性に鑑み、感染状況に改善の兆しが現れているものの、年末年始の医療提供体制を見据えて、ステージ4相当の特措法に基づく措置を継続する。

また、道北圏域の中心都市であり3次医療圏の中核を担っている旭川市において、集団感染を中心とした厳しい感染状況が続いていることから、これ以上の医療提供体制の負荷を高めないため、特措法に基づく措置を継続する。

最近の感染状況について

【国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の見解】

北海道の新規感染者数は減少傾向が見られる。新規感染の多くは病院・施設内の感染。旭川市の医療機関および福祉施設内の感染状況は引き続き注意が必要。

北海道では、飲食店の時短要請が早かった札幌では11月中旬から人流の減少がみられ、実効再生産数が1以下を継続している。北海道全体でも新規感染者数の減少が続いている。しかし、直近では実効再生産数が1に近づきつつあり、注意が必要。

【全道の状況】

新規感染者数は減少しつつあり、リンクなしの感染者数の割合も大きく低下しているものの、引き続き、医療・福祉施設や学校、事業所といった施設における集団感染発生が新規感染者数を押し上げている。

特に医療機関や高齢者施設において大規模な集団感染の発生が続いており、患者数の増加と相まって病床の負荷を増加させている。また、年代別割合も、引き続き、高齢者が高い割合を占め、重症者の増加の懸念が増している状況。

引き続き、全道各地での感染者の確認が続いていること、医療提供体制のひっ迫度合いが増している地域があること、特に通常の医療の提供が難しくなる年末年始を控え、感染拡大への対応はもとより、急病や怪我など、緊急時の入院患者の増加などによるこれ以上の負荷の増加を防ぐ必要があること、さらには、大人数での飲食の機会が多くなる時期におけるリスク回避の行動の徹底を図る必要がある。

なお、旭川市内では、新規感染者は減少し、これまでの集団感染の拡大傾向に一定の歯止めがかかった状況。また、引き続きリンクなしや陽性率の割合は低く、現時点で市中における感染の広がりが確認されている状況にはない。

しかしながら、人口当たりの感染者数は高い水準にあることや、医療機関等での集団感染の発生により、引き続き医療提供体制のひっ迫状況が続いており、感染症への対応はもとより、交通事故や急病など緊急時の医療提供ができなくなる恐れが継続している。

今後、さらに負荷が高まると危機的な状況になることも踏まえ、行動変容のさらなる徹底と、大規模な集団感染へのより迅速な対応を継続していく必要がある。

【札幌市の状況】

急激に増加してきた札幌市の新規感染者数は、11月24日をピークに減少傾向が続き、リンクなしの感染者数の割合も大きく低下しているが、人口当たりの感染者数は、依然として高い水準であり、入院患者数及び重症患者数の減少も見られていない。

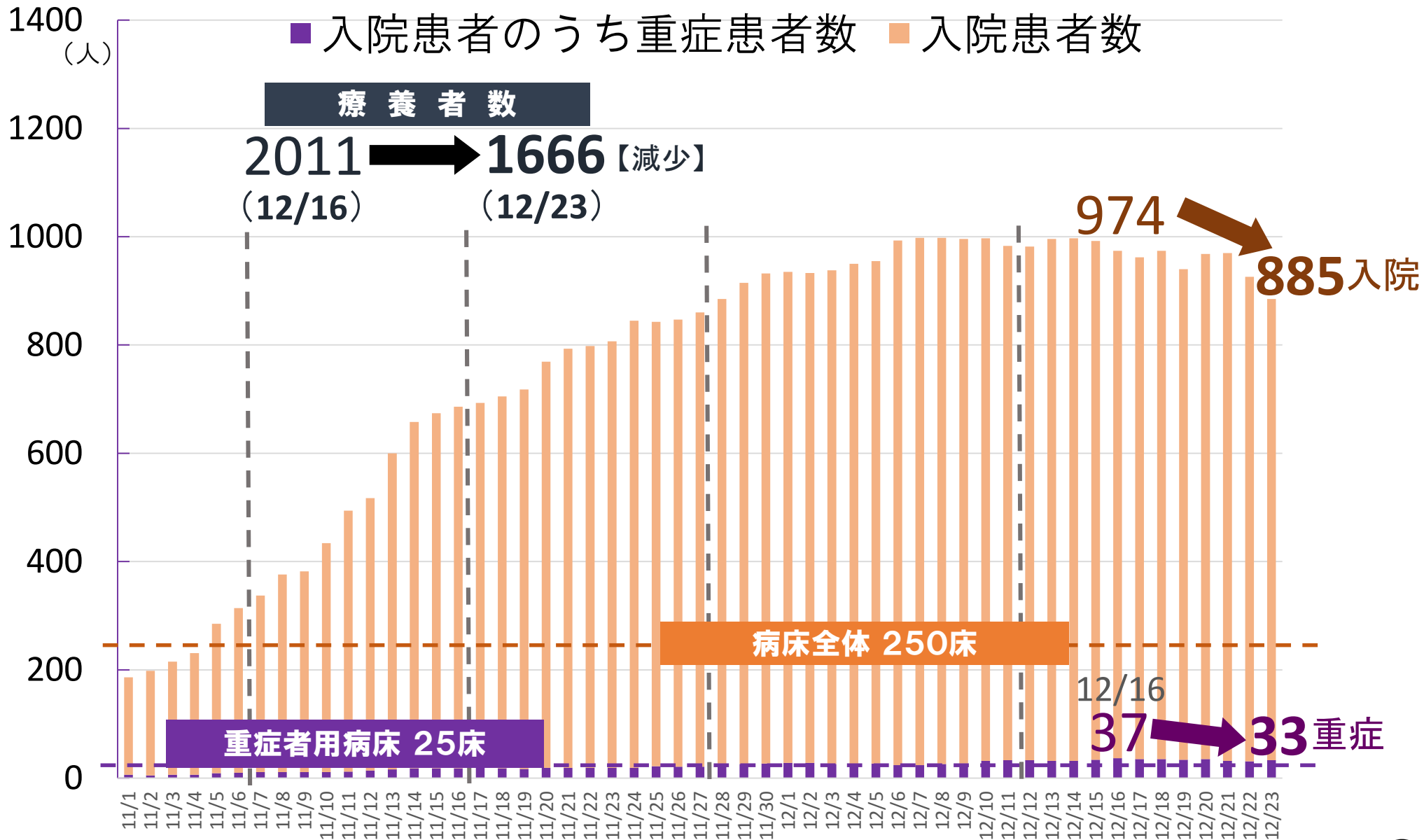
営業時間短縮等の要請を行った施設においては、11月後半から発生店舗数及び新規感染者数ともに減少しているものの、接待を伴う飲食店では、引き続き、一定数の感染確認が続いている。

また、医療・福祉施設に加え、学校や事業所といった施設において集団感染が発生し、医療に対する高い負荷がかかっている状態が継続しており、交通事故や急病などの緊急時の医療提供への影響も続いているほか、重症化リスクの高い高齢者の感染者の割合が高い状態も続いている。

こうした中、通常の医療の提供が難しくなる年末年始において、感染拡大への対応はもとより、急病や怪我など、緊急時の入院患者の増加などが生じると医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念されることから、年末年始を控え、人と人との接触機会の低減や飲食の場面におけるリスク回避の行動の徹底を図るため、引き続き、札幌市を対象とした強い措置を継続する。

なお、営業時間短縮等の要請を行った施設においては、感染確認が減少傾向にあるものの、一定数の発生が続いていることから、引き続き、高い警戒が必要であり、対象範囲を見直した上で、要請を継続する。

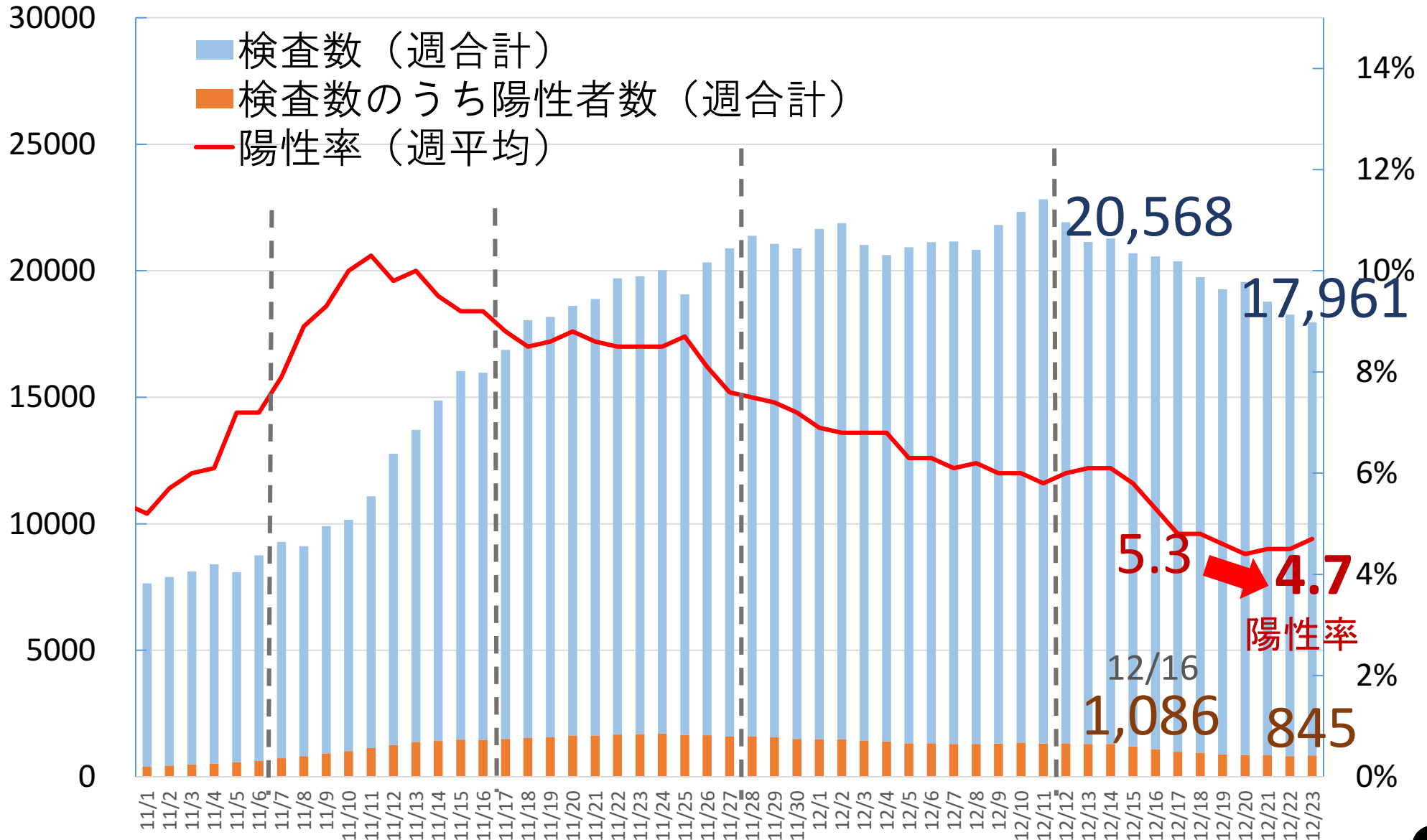
医療提供体制等の負荷(指標①)



監視体制(指標②)

検査数 (人)

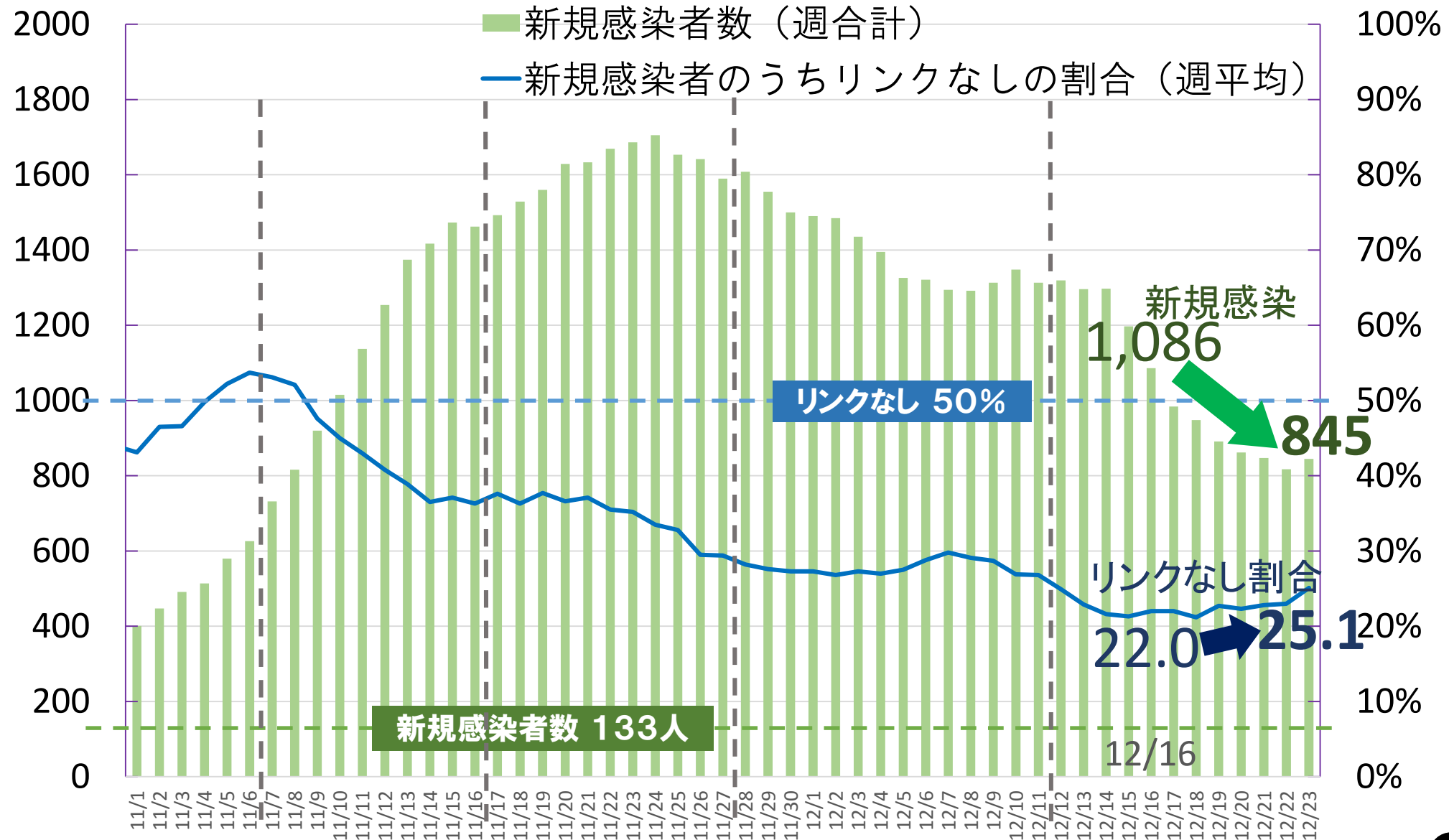
陽性率



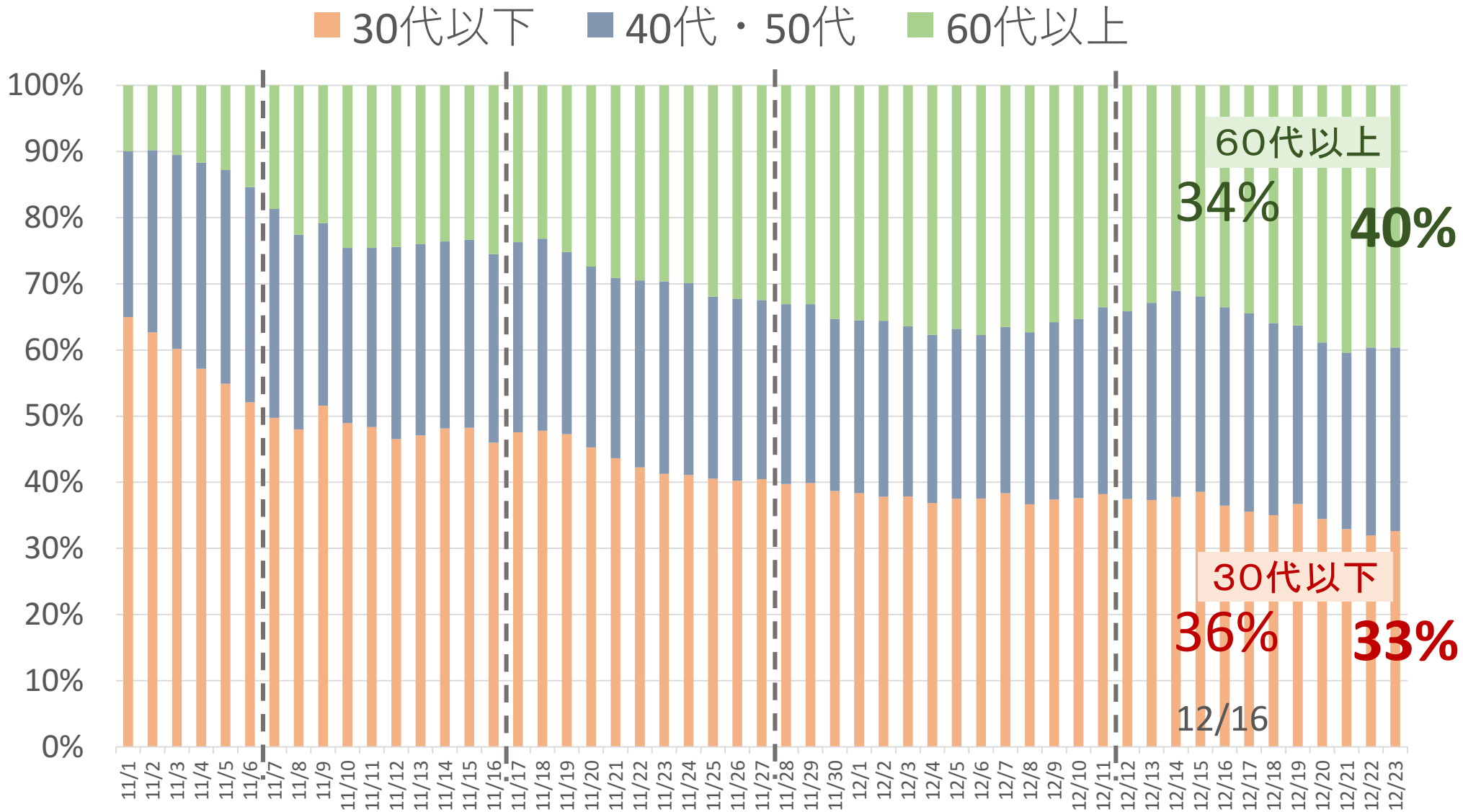
感染状況(指標③)

新規感染数(人)

リンクなしの割合

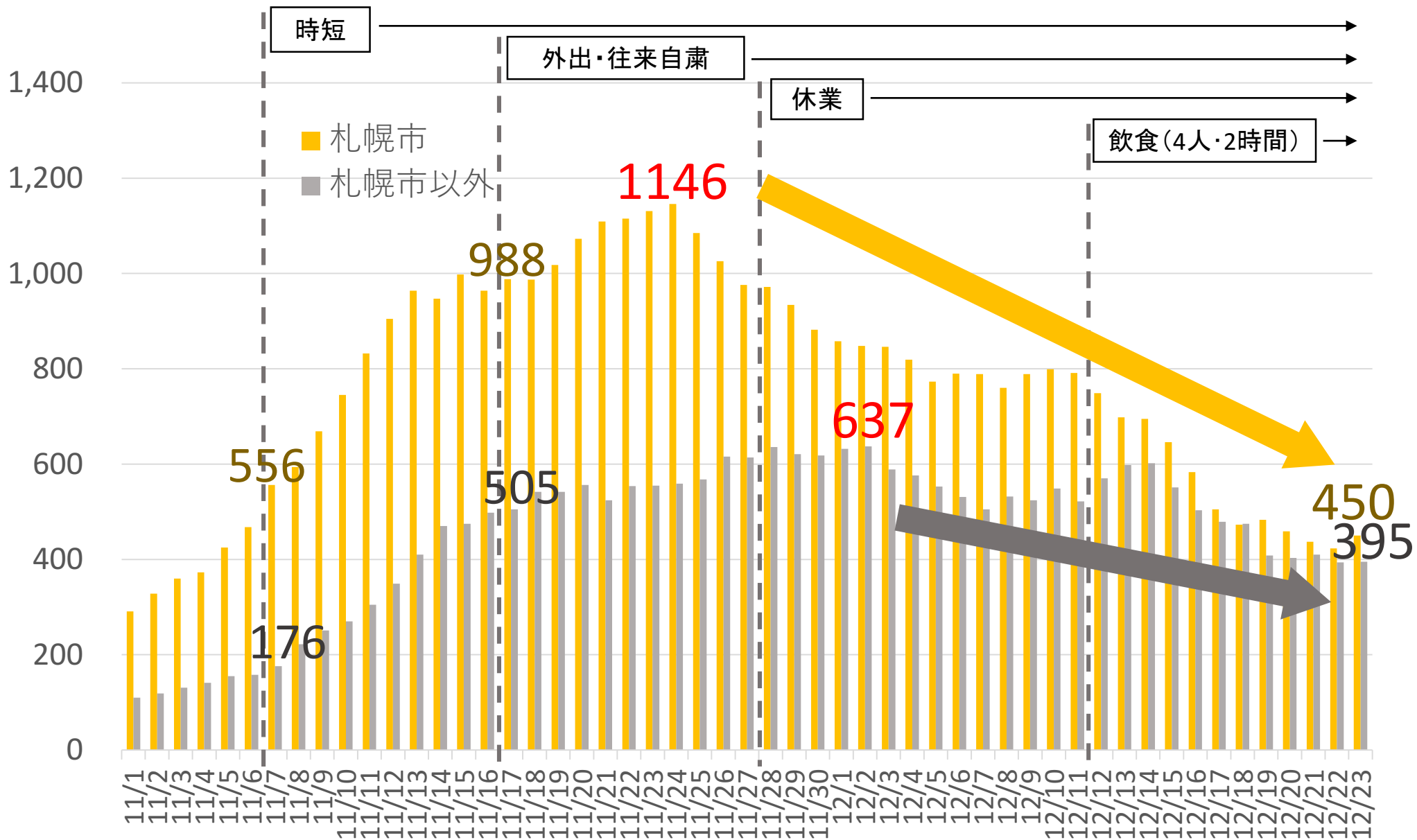


新規感染者の年代別割合(全道)



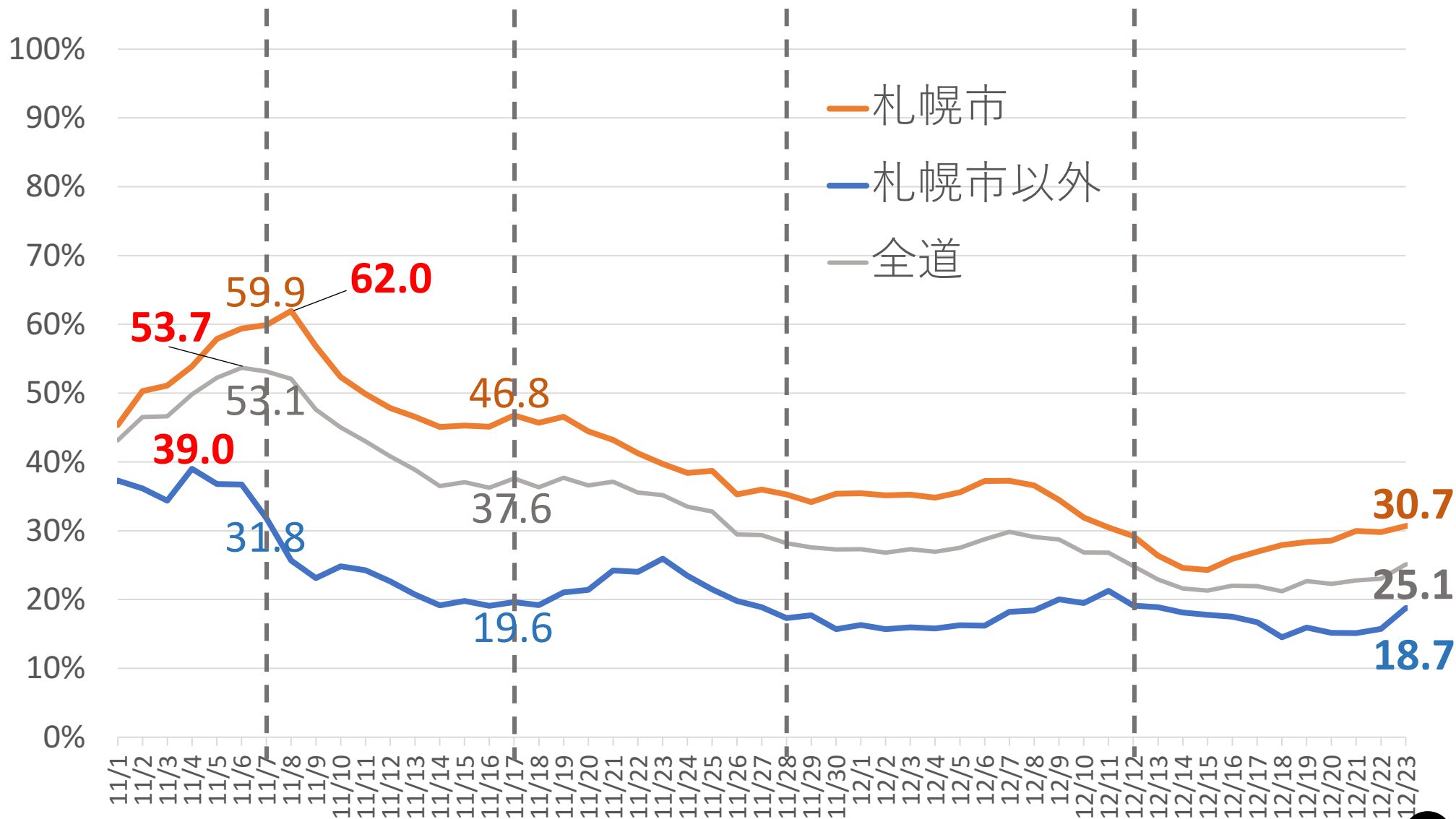
(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



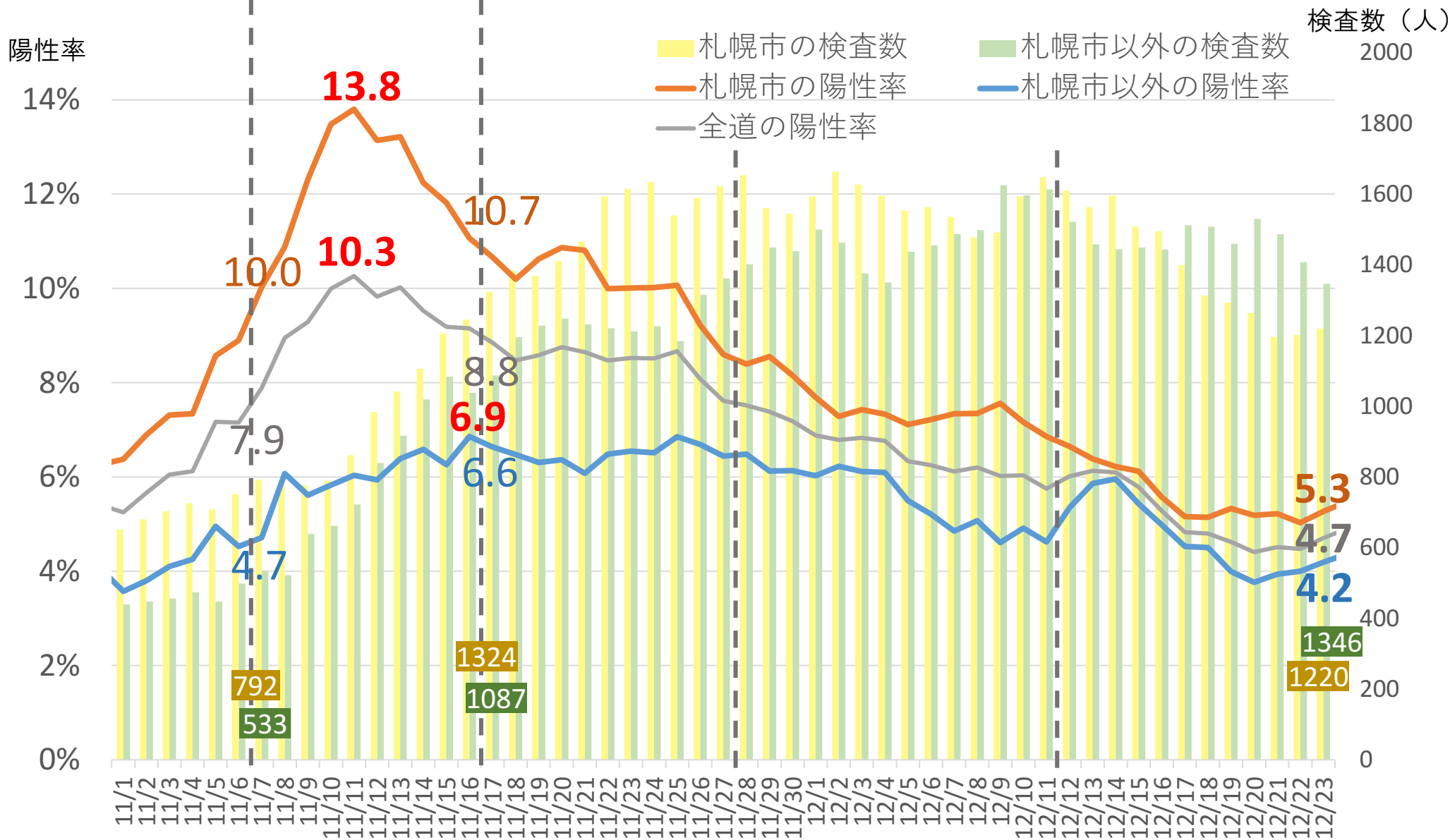
(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



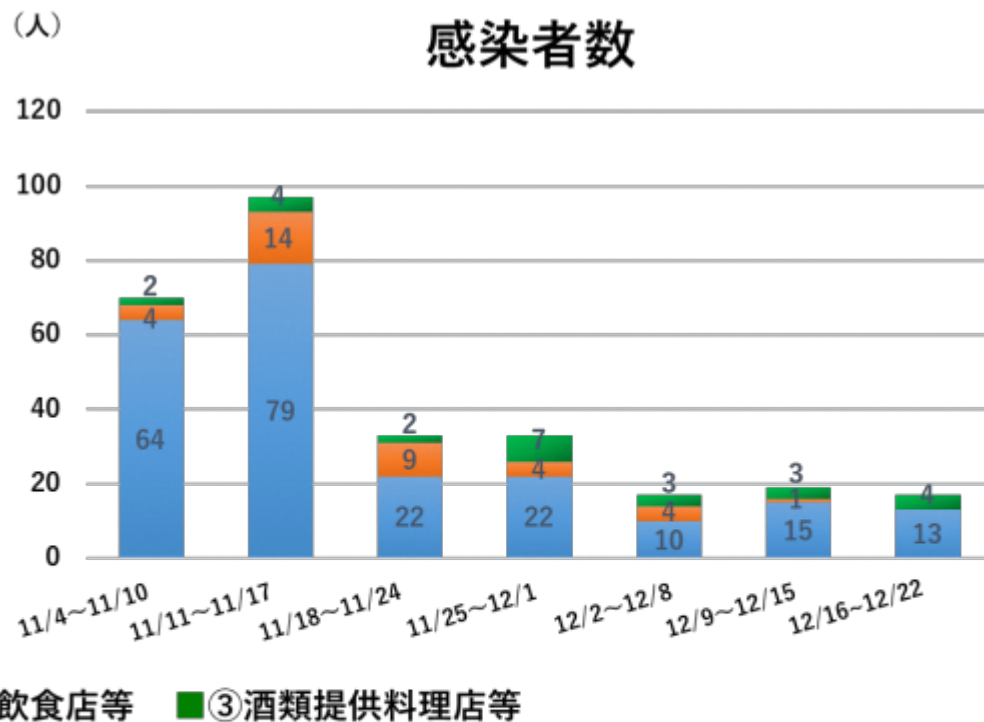
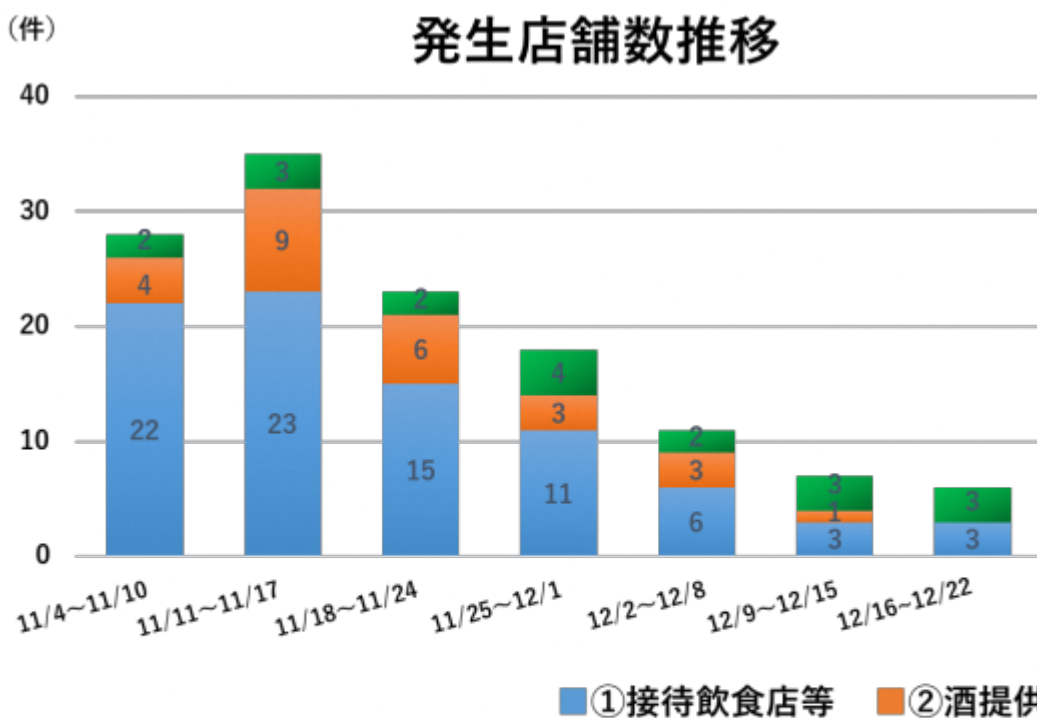
(7日間移動平均)

地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



(7日間移動平均)

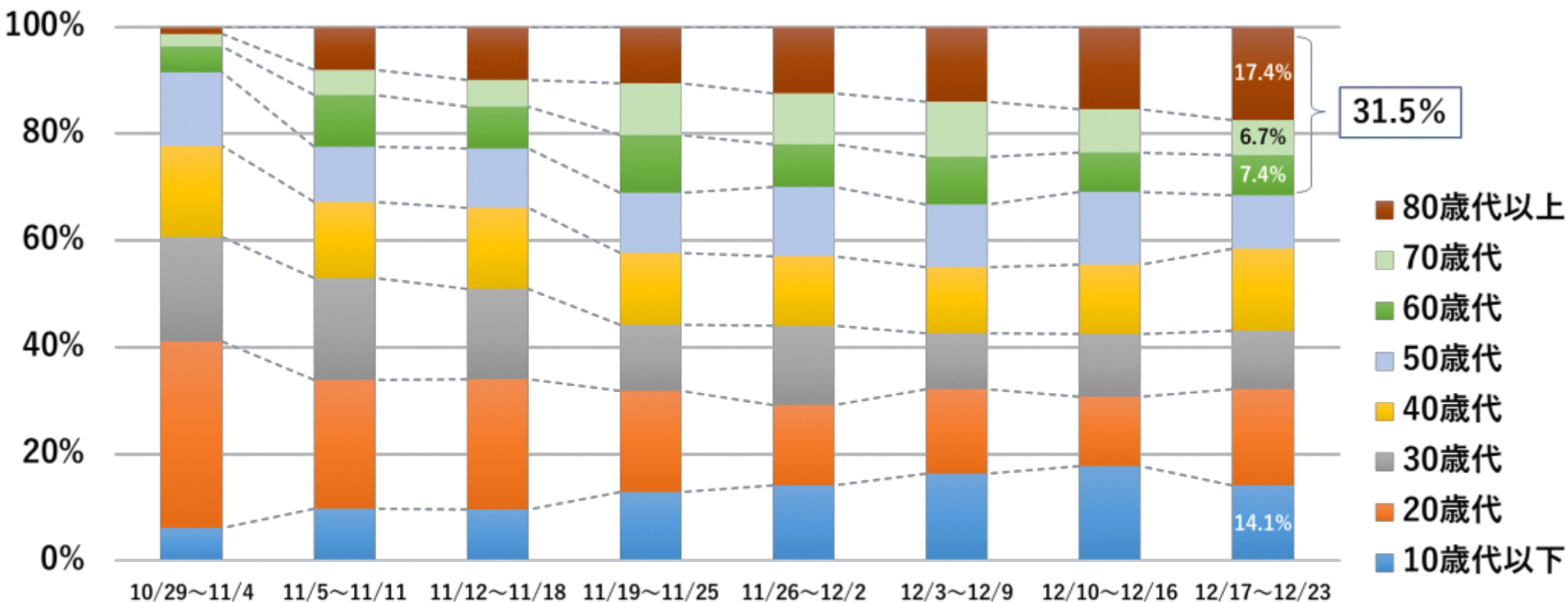
時短要請等による感染状況の推移(札幌市)



※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

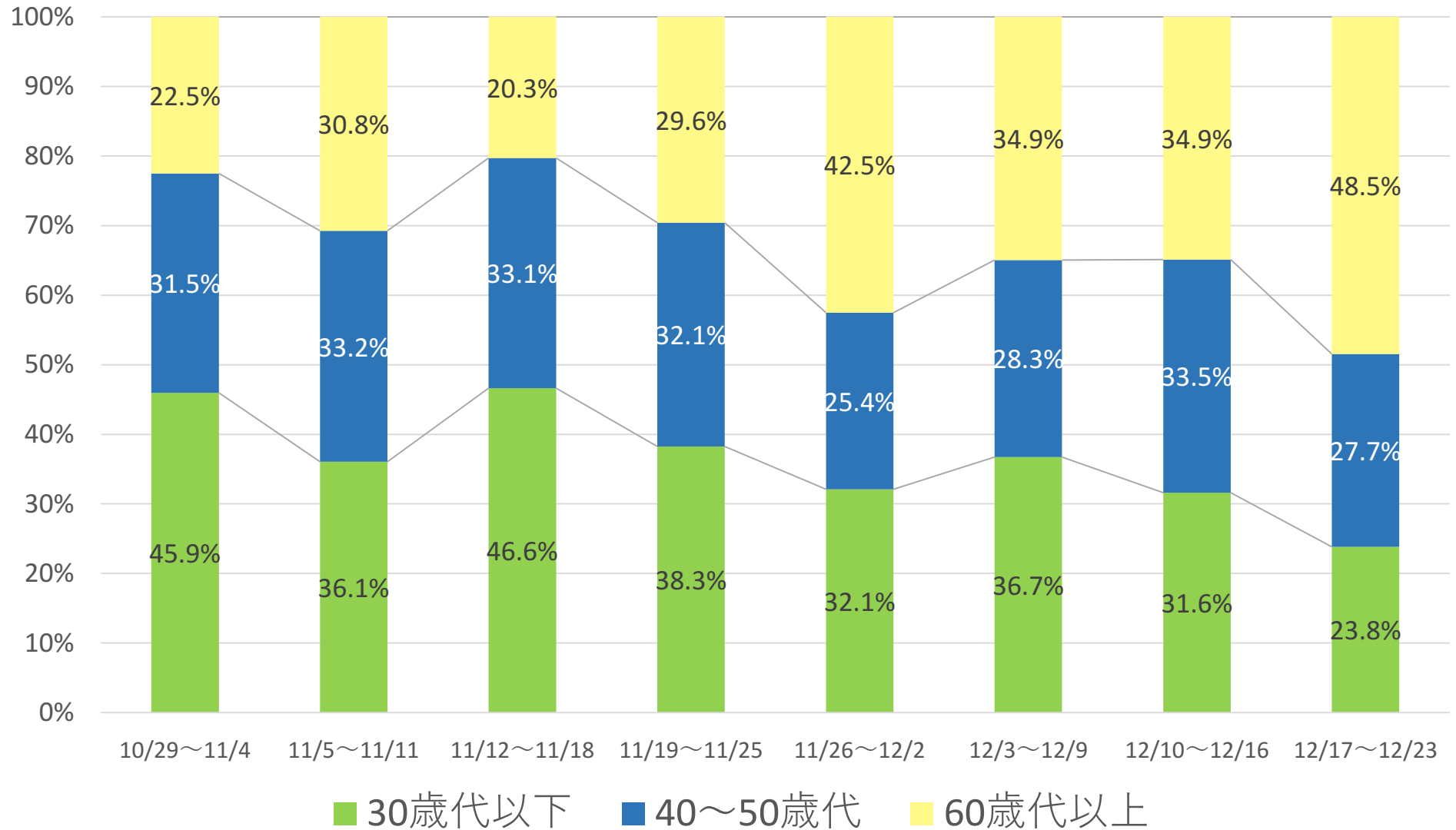
➤ 11月後半に減少したが、感染事例の発生は続いており、再び増加に転じることを防がなければならない

年代別割合(札幌市)



▶ 重症化リスクの高い高齢者の感染者数の割合が3割を超えているほか、世代を問わず、感染の広がりが見られる状況

年代別割合(札幌市以外)



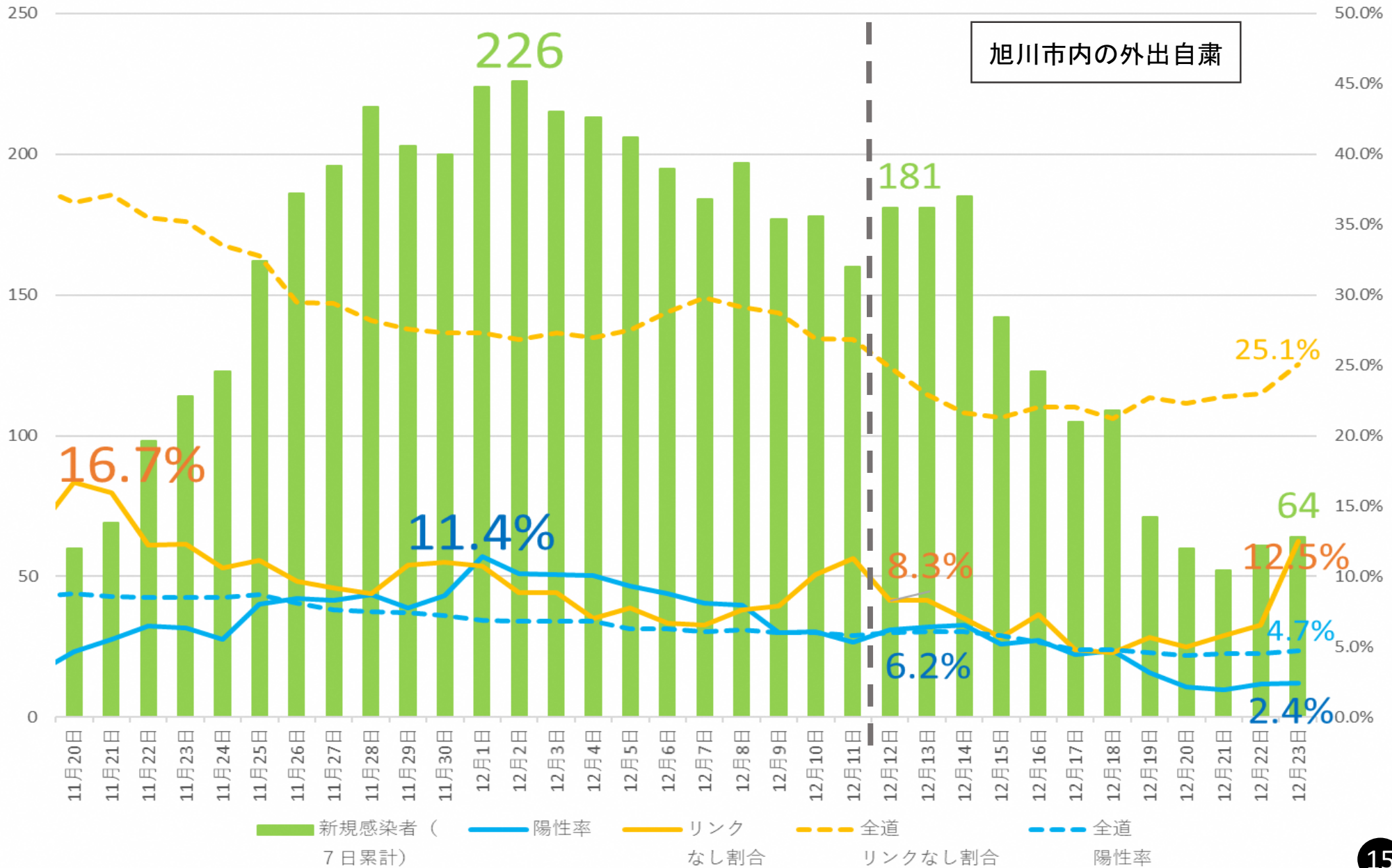
集団感染の発生状況

(12/22現在)

	札幌市		札幌市以外		合計	
	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)
医療施設 福祉施設	20件 (836人)	24件 (404人)	16件 (830人)	14件 (468人)	36件 (1666人)	38件 (872人)
学校	6件 (129人)	4件 (131人)	4件 (41人)	3件 (42人)	10件 (170人)	7件 (173人)
事業所等	9件 (106人)	2件 (32人)	5件 (87人)	4件 (47人)	14件 (193人)	6件 (79人)
飲食店等 (※)	7件 (96人)	1件 (17人)	7件 (86人)	4件 (20人)	14件 (182人)	5件 (37人)
合 計	42件 (1167人)	31件 (584人)	32件 (1044人)	25件 (577人)	74件 (2211人)	56件 (1161人)

※接待を伴うものを含む

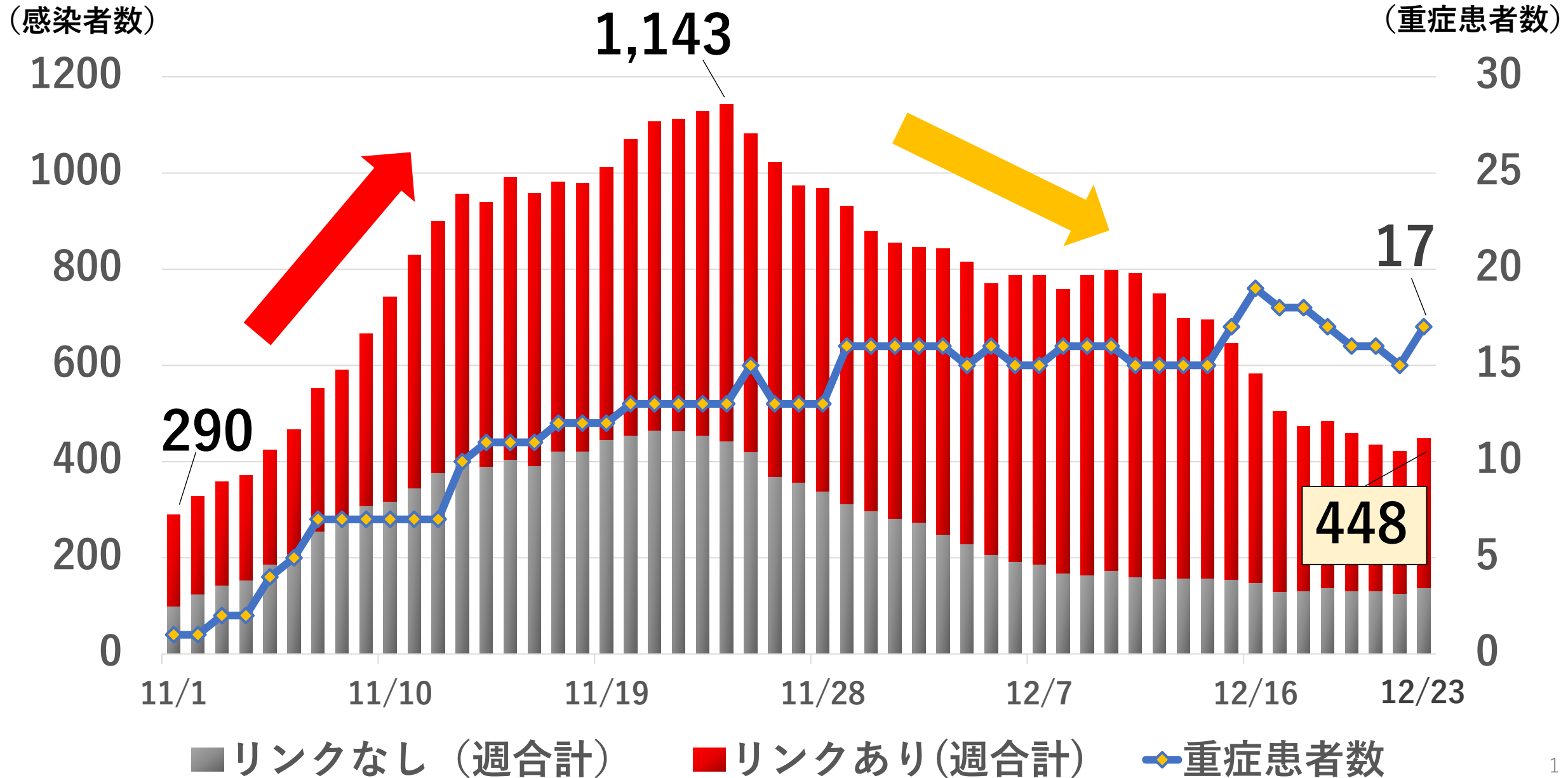
旭川市の感染状況



札幌市の感染状況について

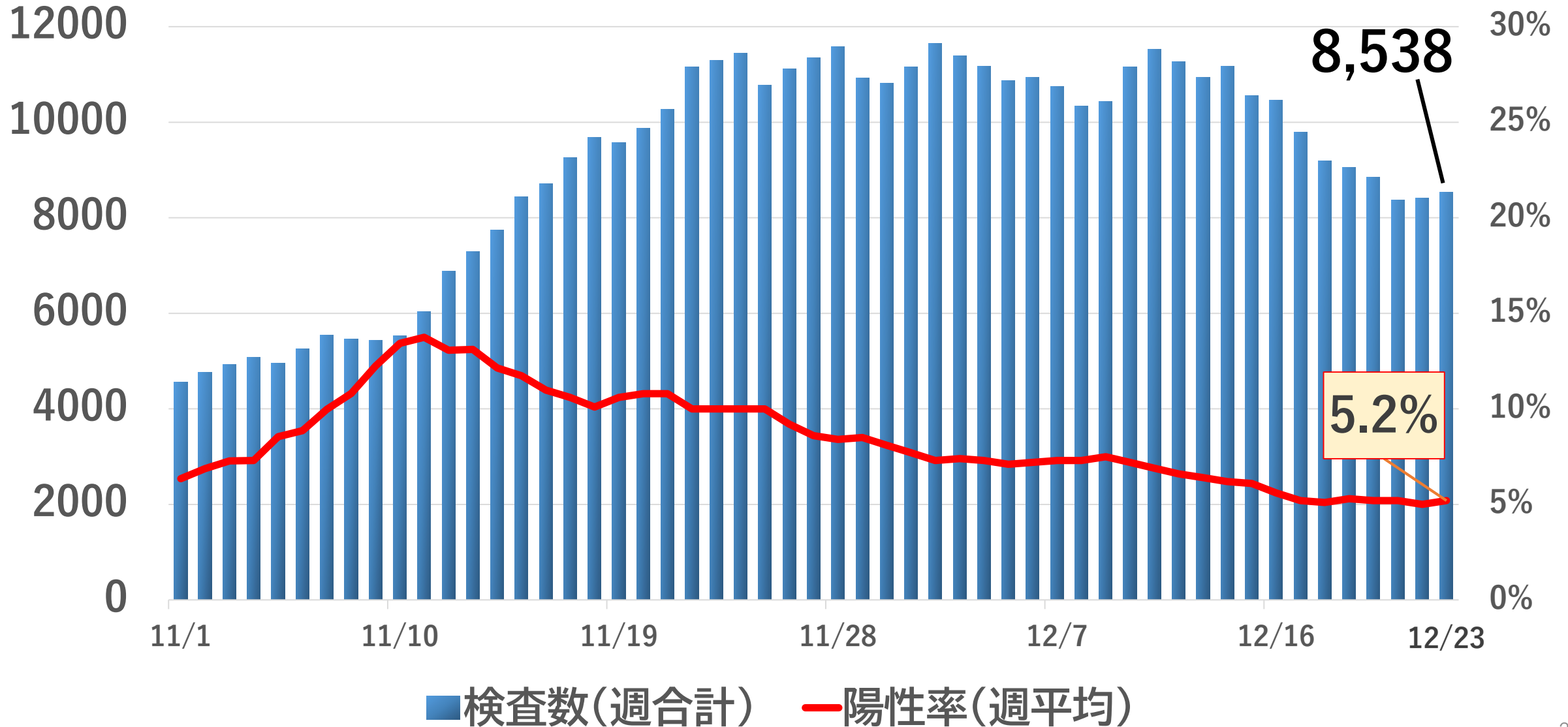
令和2年12月24日
札幌市保健所

新規感染者数と重症患者数の推移

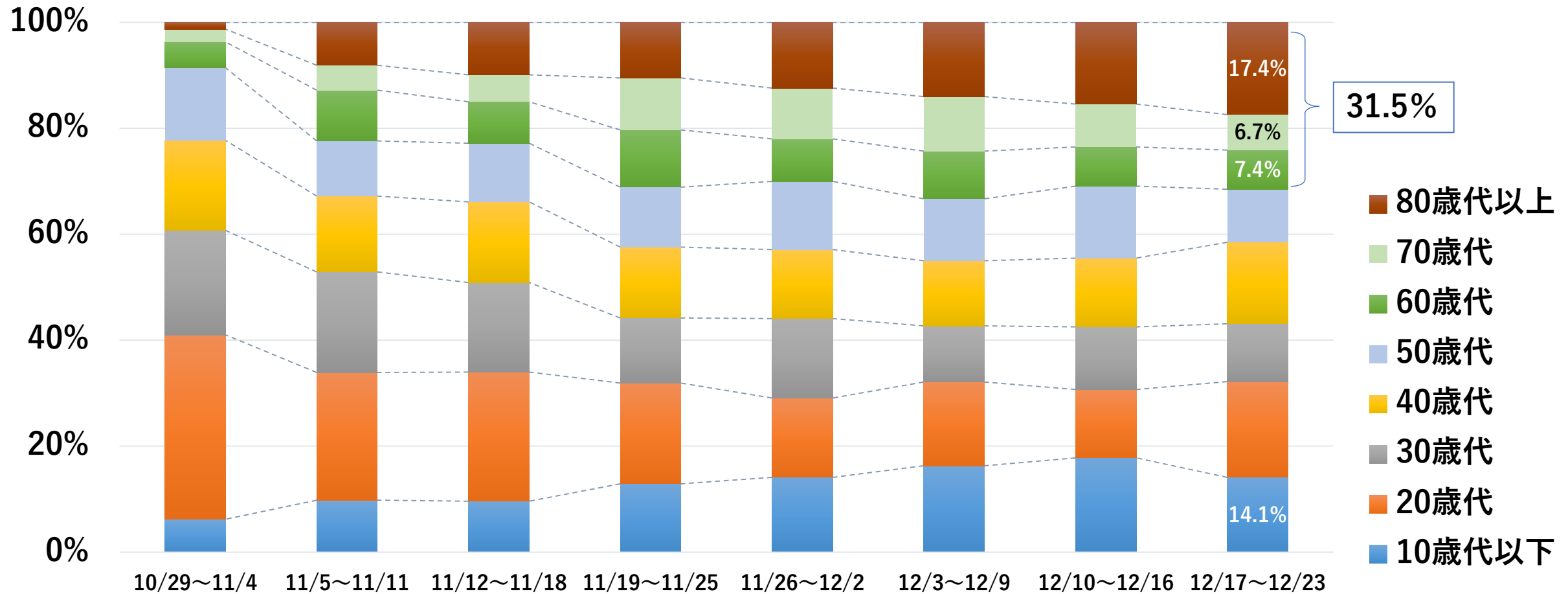


市内検査数と陽性率の推移

検査数 (人)



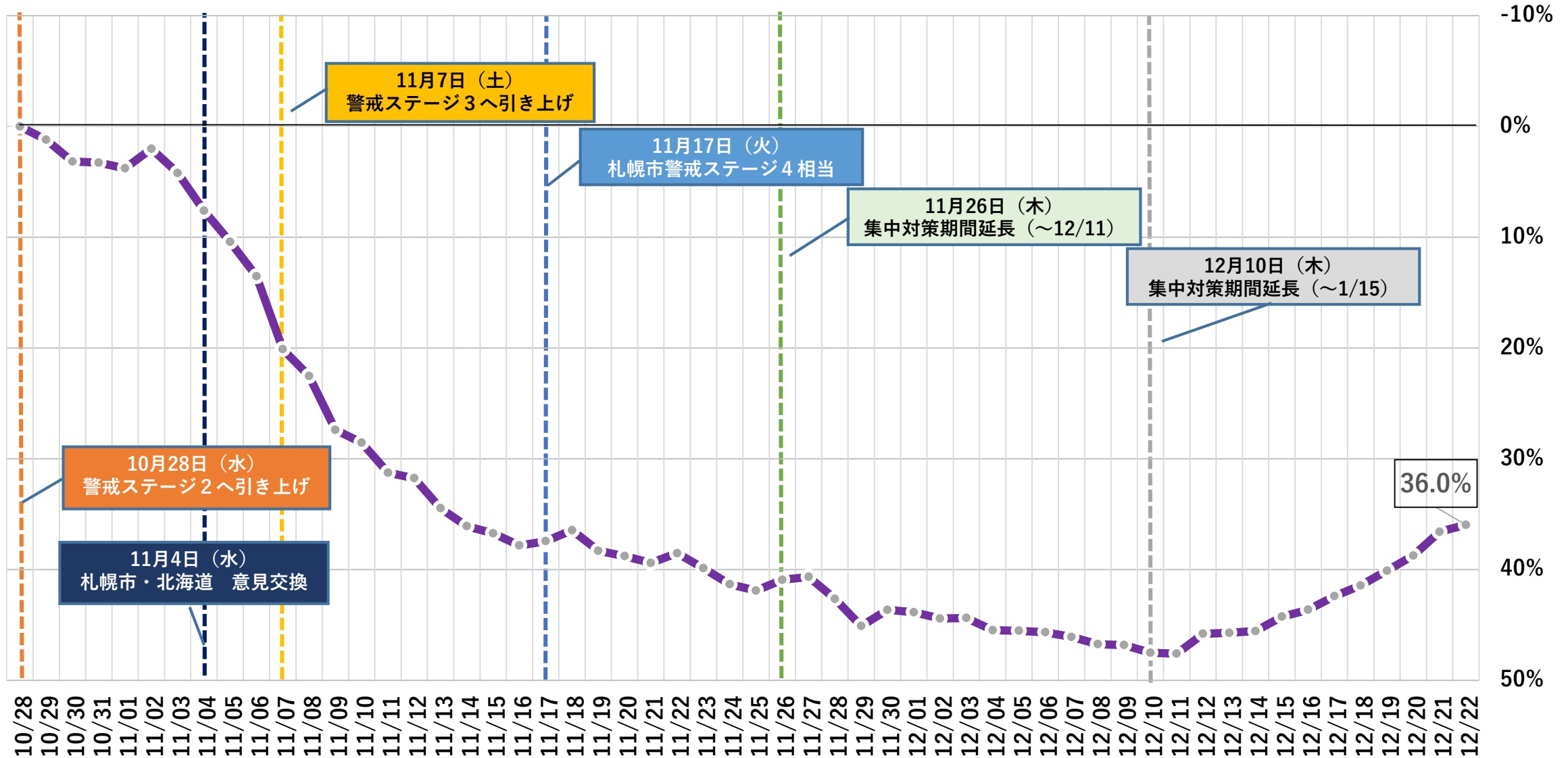
市内年齢別感染者数の割合



➤ 重症化リスクの高い高齢者の感染者数の割合が3割を超えているほか、世代を問わず、感染の広がりが見られる状況

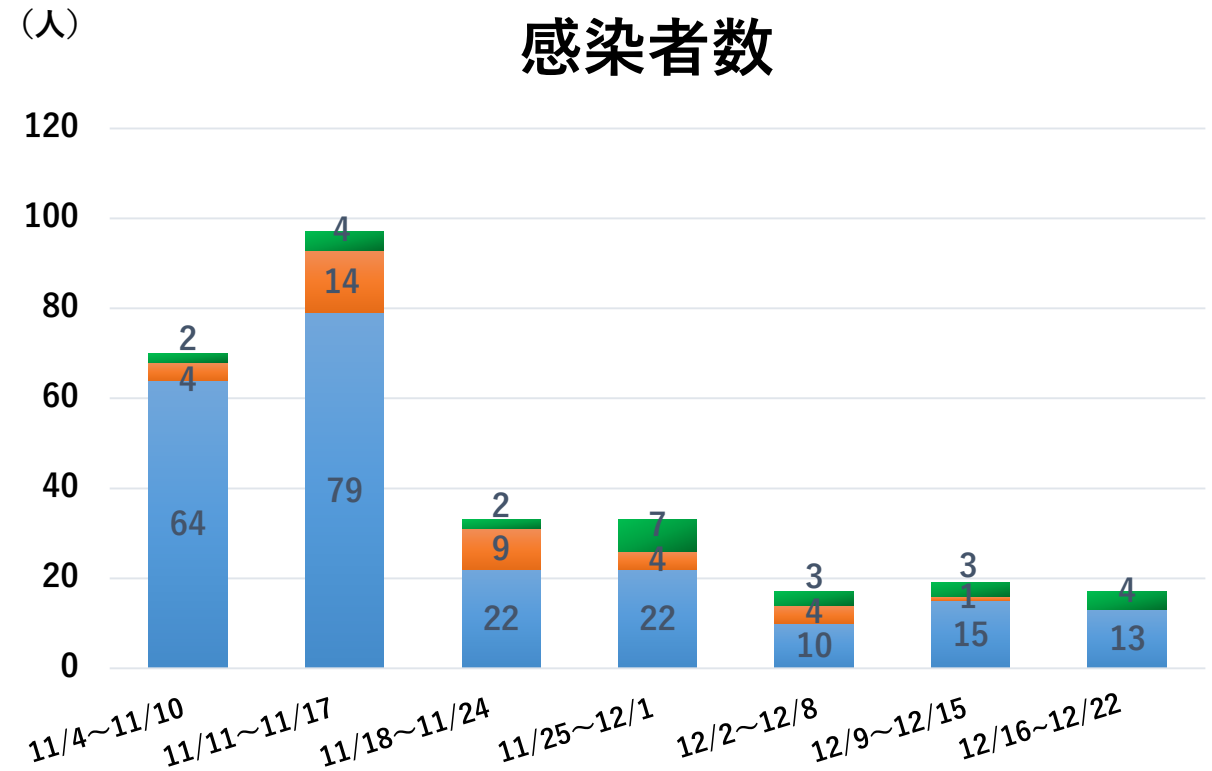
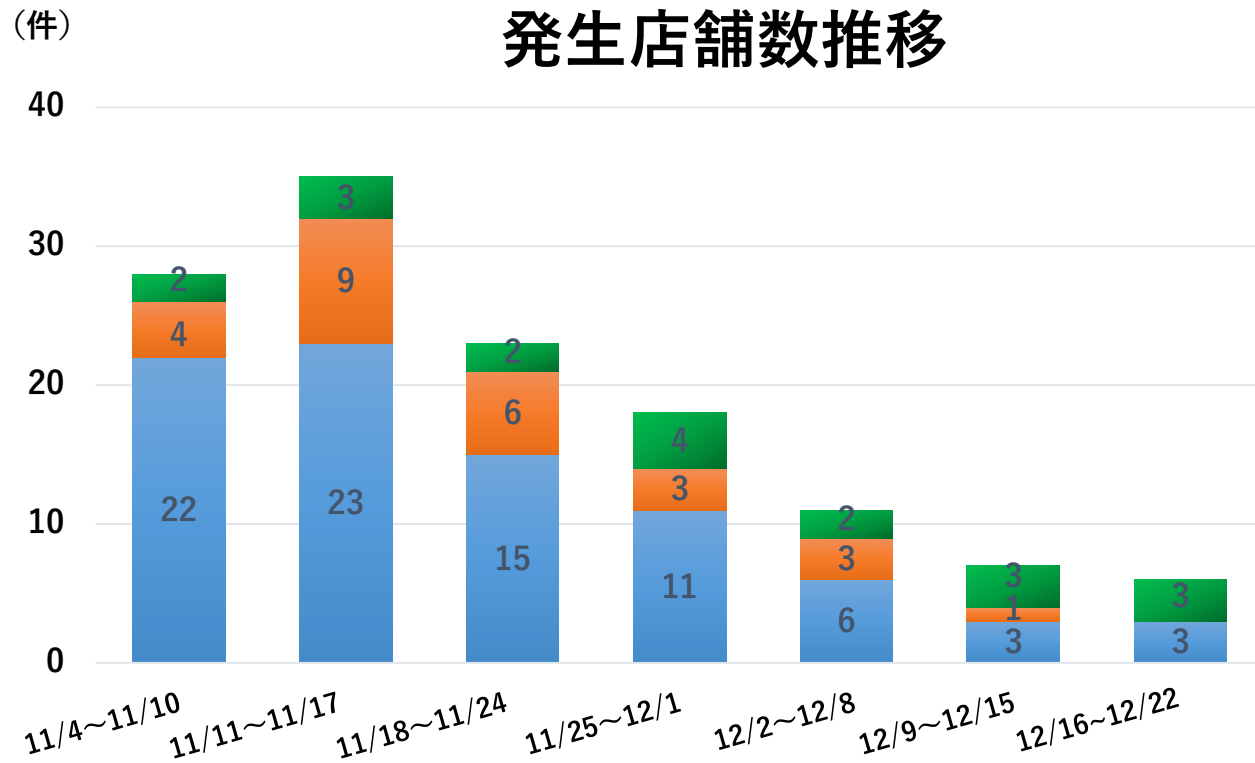
警戒ステージ2以降の人流の削減率（すすきの）

午後10時時点（7日間平均）10/28比較



※Agoop社提供データを元で作成

営業時間短縮等要請施設における感染状況



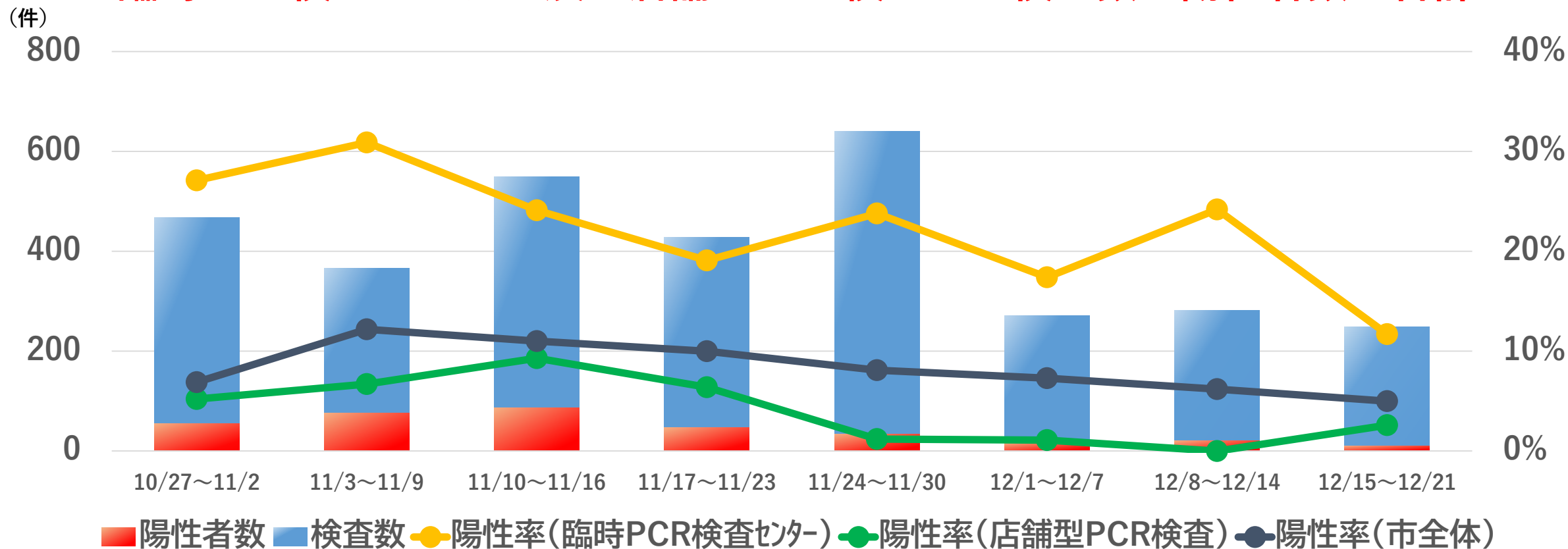
■ ①接待飲食店等 ■ ②酒提供飲食店等 ■ ③酒類提供料理店等

※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

➤ 11月後半に減少したが、感染事例の発生は続いており、再び増加に転じることを防がなければならない

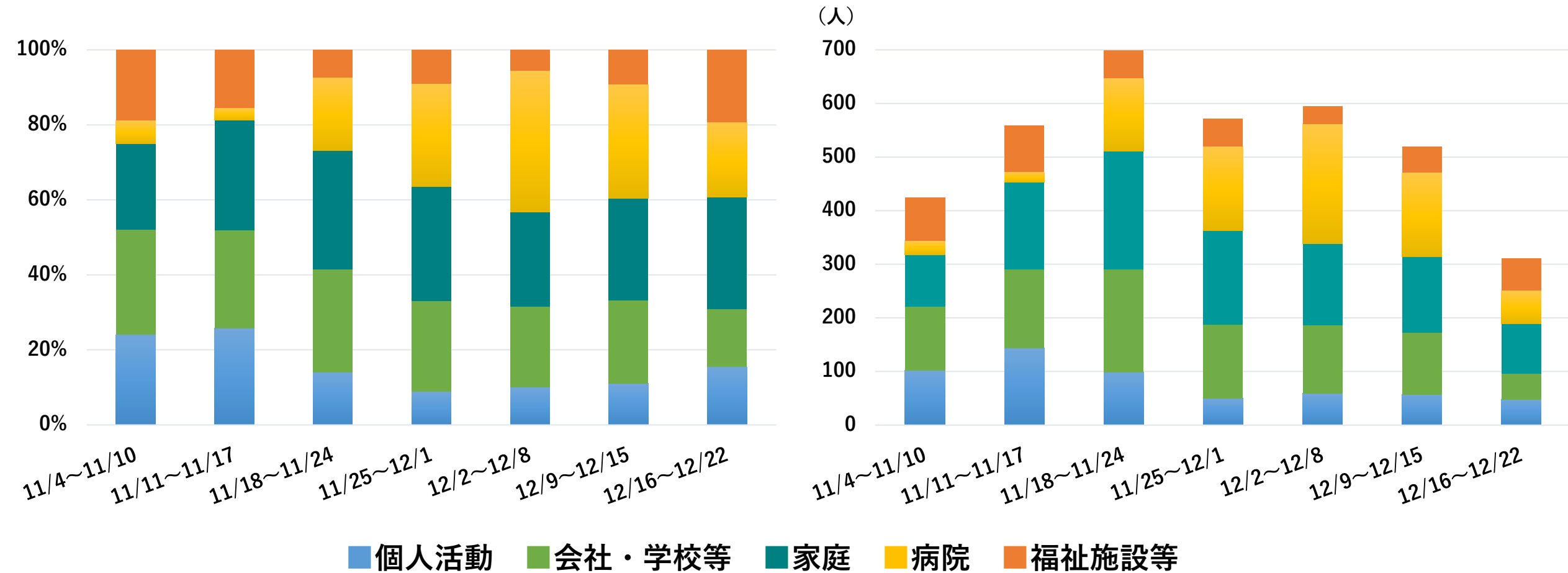
すすきの地区の重点的検査の状況

※臨時PCR検査センター及び店舗型PCR検査での検査数・陽性者数の合計



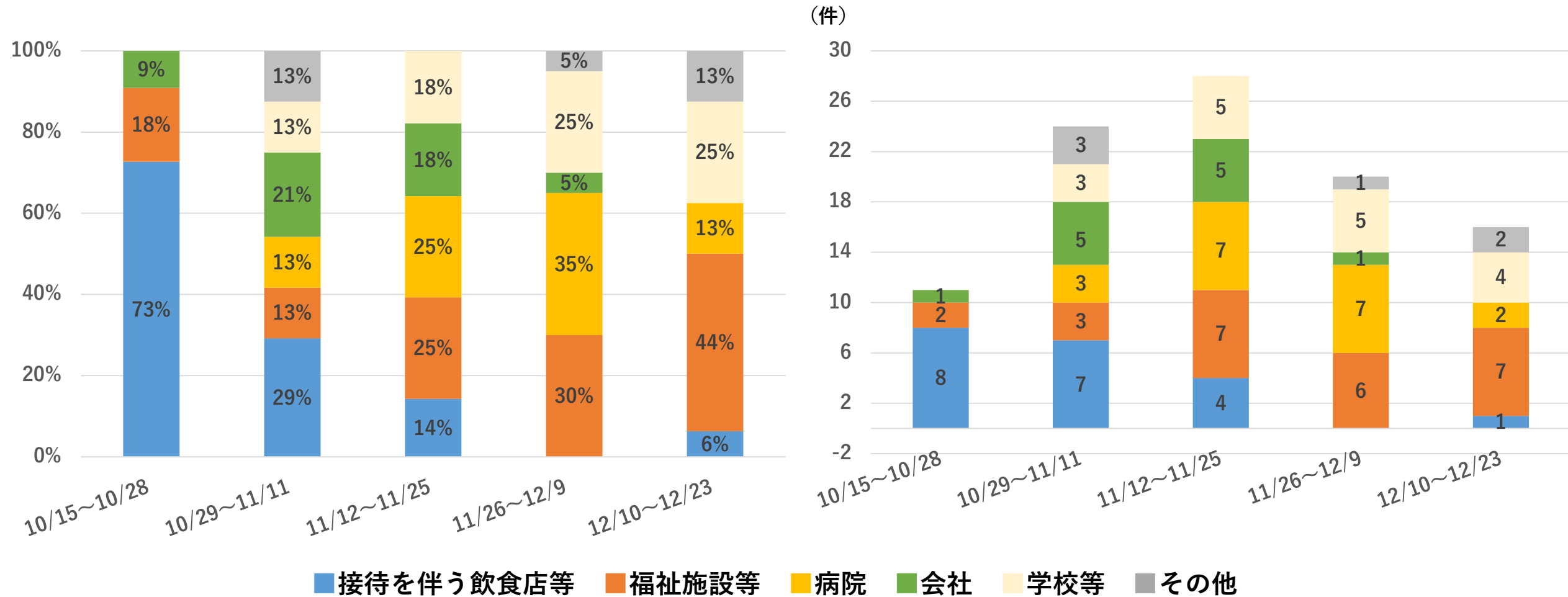
➤ 陽性者数は減少しているが、臨時PCR検査センターの陽性率はやや高い傾向であり、重点的検査により、引き続き感染状況を警戒していく必要がある状況

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



➤ 個人活動は減少するも、市中感染が広がり、12月には、特に病院や福祉施設等を経路とする感染が増加

市内集団感染事例



➤ 接待を伴う飲食店等での発生は減少したが、病院や福祉施設等の発生数増により、医療機関の受入病床が抑制されるなど、医療提供体制の厳しい状況は続いている

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和2年12月24日】決定

【令和2年12月26日】改訂

集中対策期間

～年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期間

令和2年12月26日（土）～ 令和3年1月15日（金）

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

■感染リスクを回避できない場合

- ・不要不急の外出を控える
- ・市外との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避する行動の徹底

- ・自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

■札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間を午前5時から午後10時までとすることを要請

※別紙1参照

■業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■年末年始における挨拶回りを控える

■休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

道内全域（札幌市内を除く）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- ・ 旭川市内における不要不急の外出を控える
- ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える

■ 感染リスクを回避する行動の徹底

- ・ 自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・ 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

■ 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■ 年末年始における挨拶回りを控える

■ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■ テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

■ 感染リスクを回避できない場合の例

- 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- 飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など

■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

■ 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
- ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■ 札幌市と連携した接待を伴う飲食店等における感染拡大防止の取組の推進

- ・ 接待を伴う飲食店等との意見交換、勉強会の実施
- ・ すすきの観光協会との連携のもと手引書を作成

■ 感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・ 宿泊療養施設の迅速な確保

■ 普及啓発等の強化

- ・ 「集中対策期間」（12/26～1/15）の集中的な啓発広報
- ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
- ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

12月26日(土)～1月15日(金) (21日間)

区域

札幌市内

対象施設

接待を伴う飲食店
(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

要請内容

- 営業時間の短縮
⇒営業時間は「午前5時～午後10時」
- 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」
に基づく対策の徹底

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

静かな年末年始に向けた共同メッセージ

この年末年始は、

- 「普段一緒にいる方」と「自宅」で過ごしましょう。
- 「普段一緒にいない方」との「会食は控えましょう」。

例年であれば、年末年始は、普段離れて暮らす家族や親戚、友人が集まって楽しく過ごすなど大切な時期です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの観点から見ると、症状が無いため、本人が感染の意識をしないまま年末年始に帰省して、ふるさとの両親や祖父母と飲食をともにすることによって、意図せず、感染を拡大させるおそれがあります。

また、現時点においても、医療提供体制に大きな負荷がかかっている中、例年、多くの医療機関が休診となる年末年始において、これ以上、医療機関等の負担が増えると、通常の医療や救命救急が受けられなくなるおそれもあります。

医療現場の負担を増やさず、私たちの医療を守るためにも、道民の皆様、道内に滞在される皆様一人ひとりが、症状が無くても「感染しているかもしれない」との危機意識を持ち、正月三が日までは、静かな年末年始としていただきますよう、ご協力をお願いします。

令和2年12月24日

北海道知事	鈴木直道
札幌市長	秋元克広
北海道市長会長	山口幸太郎
北海道町村会長	棚野孝夫

今後のステージの運用（道案）等に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・賛成する。人々の気のゆるみを招かないよう医療事情も厳しいことを訴えてほしい。年末年始の気のゆるみが、次の山につながることを明らかにしてほしい。
- ・札幌市はかなり落ち着いてきているが、ここで増加に転じないようにするためにも、基本的に年末・年始の協力要請に賛同。共同メッセージも道民の啓発には効果的と考える。
- ・経済を回復させる段階ではなく、感染防止対策を徹底する時期であり、対策はやむを得ない
- ・年末年始の医療崩壊を防ぐためにも、今回の措置はやむを得ない
- ・飲食店の利用について、全てがダメというわけではなく、北海道スタイルを徹底している飲食店もあるということをきちんと道民に伝えてほしい
- ・特に異論はない。入院患者数が高止まりしている状況のため、医療のひっ迫が解消されるまでは継続すべき
- ・「札幌市内の接待を伴う飲食店に出されている休業要請」および「すすきの地区の酒類提供を行う飲食店・カラオケ店等に出されている営業時間の短縮要請」については、人の移動や人が集まる機会が増え、感染リスクが高まる年末年始であることを考慮すると、医療の立場からは、それぞれ継続すべき

2 市町村・関係団体の意見

- ・道案については了解。今回の取組を会員に徹底し、全面的に協力する
- ・「新規感染者数」などの指標が減少傾向にあることから、これまでの対策は一定の効果があつたと考えられる一方、「病床数」のひっ迫度合いが依然として厳しい状況にあることを考えると、今回の対策はやむを得ない
- ・年末年始における医療提供体制のひっ迫を回避するため、札幌市及び旭川市において、引き続き、特措法に基づく措置を継続することはやむを得ない
- ・今回、休業要請や時短要請が解除されることは歓迎したい。集中対策期間経過後、休業・時短要請に応えた事業者に対し追加施策（支援策）を速やかに打ち出していきたい

- ・ 年末年始は医療提供体制が厳しいので、共同メッセージは良い。感染者の差別・偏見の防止、職場での理解促進などは継続して取り組んでほしい
- ・ 感染拡大防止と経済活動の両立に向け、今回の対策の延長により、全道全域で経済が冷え込むことのないよう、特段の配慮をお願い
- ・ 年末年始を控え必要な医療提供体制を確保する上で、妥当と判断する。共同メッセージの内容についても、私たちの医療を守るためにも必要な呼びかけと受けとめる
- ・ 「移動自体にリスクがある」という誤った認識を定着させることを危惧。また、移動自粛要請に併せて、早急に損失に見合った支援を実施していただくよう強く要望する
- ・ 年末年始に向け、早期にコロナ禍を収束方向に導くためには、道民に対する「共同メッセージ」の発出は、ぜひ実施願いたい

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

第 1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第 2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第 22 条第 1 項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第 25 条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

第 3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・

適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「新北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応する。
- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医

療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 意見等の聴取

(1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。

(2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。

ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。

① 警戒ステージの移行に関する措置

② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

第5 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

参 考 資 料

目 次

第1 目的 2 P

第2 定義 3 P

第3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施 4 P

2 市町村等関係者との連携 5 P

3 道民及び事業者の理解・協力 6 P

4 感染者情報の公表 8 P

5 人権侵害の防止 9 P

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 10 P

2 警戒ステージの設定と運用 11 P

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置 13 P

4 意見等の聴取 14 p

第1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

- 新型コロナウイルス感染症への対応が、今後も長期に渡ることが見込まれる中、道民や事業者のご理解とご協力のもと、関係者が一体となって、実効性ある取組を着実に進めていくことが必要です。
- そのため、北海道としての新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的枠組みを道民の皆様と共有するための方策が必要と考え、この要綱を制定するものです。
- 道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項や、対策の立案、決定及び実施に関する手順などをお示しすることにより、今後どのような対応がとられるかという認識を、道民や事業者の皆様と共有し、対策を進めていこうとするものです。

要綱の構成

第1 目的・・・要綱の策定目的

第2 定義・・・要綱の対象範囲や期間

第3 対策に関する基本的事項

・・・対策に当たって、下記の事項に関する基本的な考え方や指針など

- 総合的な対策の実施
- 道民及び事業者の理解・協力
- 人権侵害の防止
- 市町村等関係者との連携
- 感染者情報の公表

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

・・・対策の立案・決定・実施の手順など

- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
- 警戒ステージの設定と運用
- 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置
- 意見等の聴取

第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第22条第1項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

- 本要綱の適用範囲は、新型コロナウイルス感染症とします。
（※ 特措法の対象となるその他の新型インフルエンザ等は対象外。）
- 本要綱で規定する対策は、特措法第22条第1項の規定に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月27日設置）」が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき同対策本部が廃止されるまでの間の対策としています。

- ※ 特措法第21条では、以下のときに、政府対策本部が廃止されることとされており、同法第25条では、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく道の対策本部を廃止するものとされています。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと比較して、おおむね同程度以下であることが明らかになった場合
 - ・ 国民の大部分が免疫を獲得したこと等により、季節性インフルエンザ以上に強力な措置を講ずる必要がなくなった場合 など

（特措法第22条第1項）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

この間に北海道が実施する対策



本要綱で規定する

「新型コロナウイルス感染症対策」

（特措法第25条）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

第3 対策に関する基本的事項①

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)

- ・国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時の措置及び緊急事態措置等を規定

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定

「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(H25.10)

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を規定(特措法第7条第1項に基づく)

「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」(R2.3.28)

- ・今後講じるべき対策の実施にあたり準拠となるべき統一的指針(北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく)

これらに基づき…

総合的かつ効果的に対策を実施

進捗状況等を点検

感染拡大防止と社会経済活動の両立

(社会経済に及ぼす影響を十分に考慮)

○感染まん延防止対策

- ・感染拡大の兆候の早期発見
- ・機動的な感染拡大の防止
- ・医療提供体制等の確保及び集団感染への対応
- ・地域の実情に応じた対策の実施
- ・感染者情報の公表

○社会経済への影響対策

- ・中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援
- ・雇用の維持・確保と就業支援の充実
- ・観光振興に向けた支援の充実
- ・「新北海道スタイル」の浸透・定着

○教育への対応

- ・学校臨時休業への備え
- ・学校運営の質的改善

○実効性ある政策推進

- ・正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等
- ・市町村との連携等
- ・政策形成過程の透明性確保
- ・政策推進における実効性確保

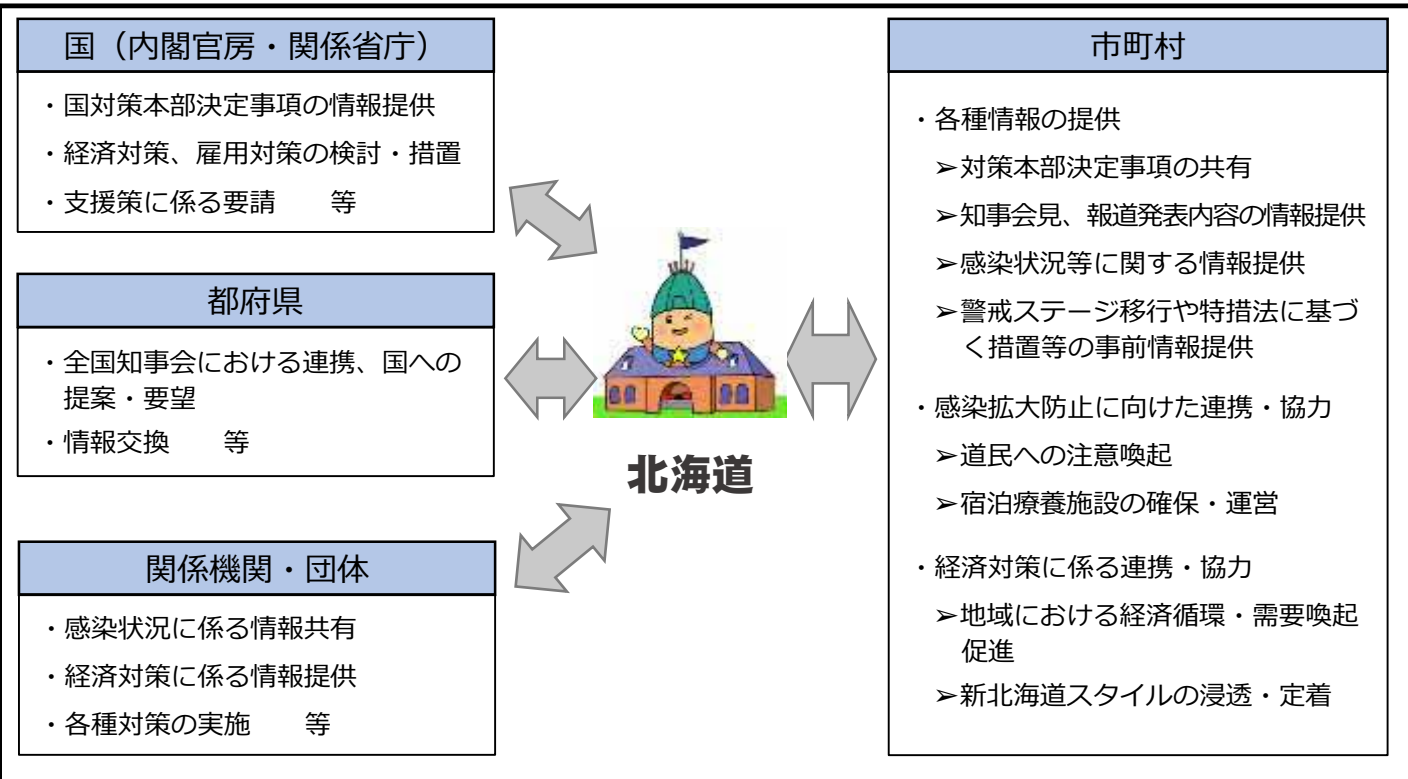
(中間取りまとめ「今後の対応方向」より)

第3 対策に関する基本的事項②

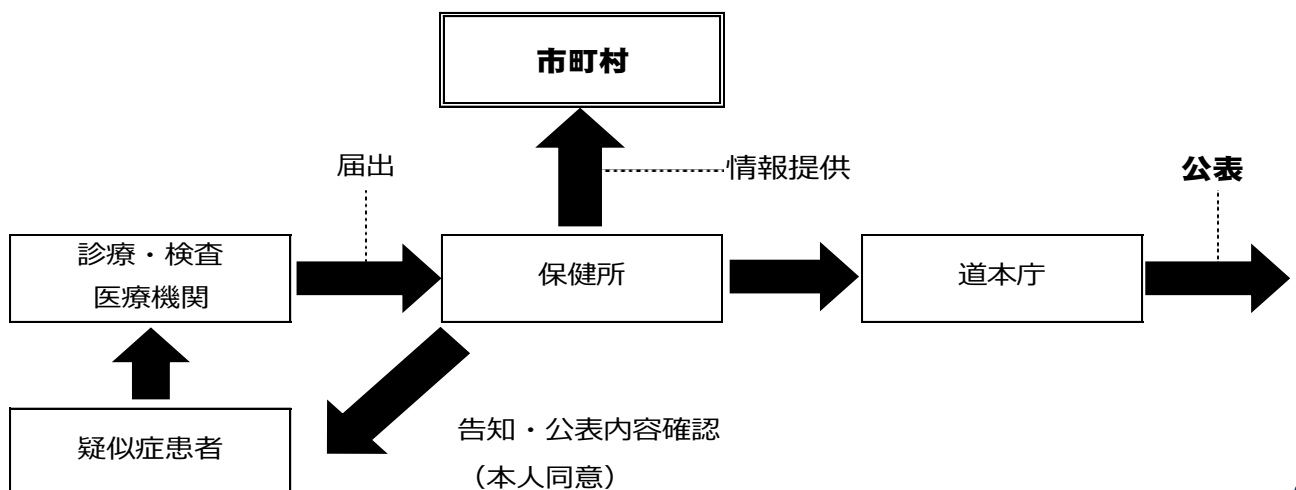
2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

国、都府県、市町村等との連携・協力体制



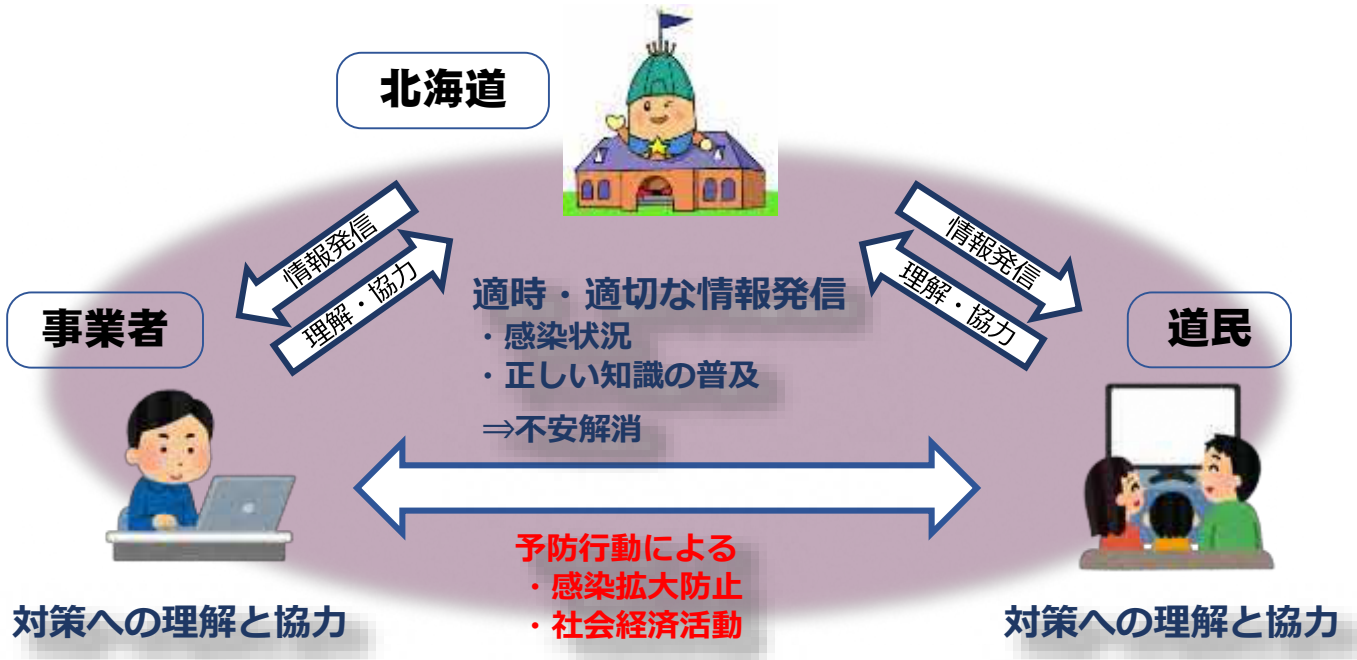
市町村への感染者情報の提供



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

(1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。



道民や事業者への適切な情報発信



感染状況



正しい知識



予防行動



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

北海道スタイル

道民の ライフスタイル チェンジ



取組を可視化

安心して利用



連携



安心して
誘客・接客

事業者の ビジネススタイル チェンジ



アプリ等の活用

国のCOCOAの機能

「行動」に着目し、感染者と接触した可能性がある方に連絡

両方のシステムを活用することで、機能を補完

道のコロナ通知システムの機能

「場所」に着目し、感染者と同じ施設を利用した方に連絡

第3 対策に関する基本的事項④

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

公表の考え方

項目	道の公表基準（現行） 【本人同意に基づき、以下の内容を公表】	（参考） 国の公表基準
年代	〇〇年代(10年単位)	同左
性別	男性 or 女性	非公表
国籍	△△国	同左
居住地	□□振興局管内 (本人同意があれば市町村名)	都道府県名
職業	会社員、公務員など (本人が特定されない表現)	非公表
症状・経過	発症日（推定）、主症状 陽性確定日、現在の状況	同左
行動・滞在歴	〇月〇日 □□振興局管内を観光	同左

※ 国の公表項目は一類感染症発生時の項目（国は一類感染症以外についても同様の公表方針を踏まえるとしているほか、都道府県も国方針を参考にしよう求めている）

○ 国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」で人権侵害の防止等に関する検討開始（R2.9月～）

➢ 構成員：感染症の専門家や弁護士、学識経験者、自治体の長

■ これまでの議論の取りまとめ

新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う公表について、あらためて国として考え方を示すことを検討すること

国における議論の動向や市町村との協議を踏まえながら、
新たな公表の基準を整理（現在、検討中）

第3 対策に関する基本的事項⑤

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

道における対応

① 北海道知事からのメッセージ（令和2年10月ほか）

- 差別やいじめなど心ない行為は、決してあってはならず、許されるものではありません。
- 感染症に対する不安をお持ちの方も多いと思いますが、基本的な感染防止対策を取って行動することで、十分に感染リスクを避けることができます。
- 正しい情報の下、理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただくようお願いします。



② ホームページやリーフレットなどによる普及啓発



ホームページの活用



リーフレット等の作成・配布



③ 新型コロナウイルス人権相談窓口の設置（令和2年10月～）

- 電話番号 011-206-0497（受付時間 平日9時～17時まで）
- Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

道では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、誹謗中傷などは、決して許されるものではないという認識のもと、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の防止に向け、総合的な対策を講じることとしています。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項①

- 1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の位置付け

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

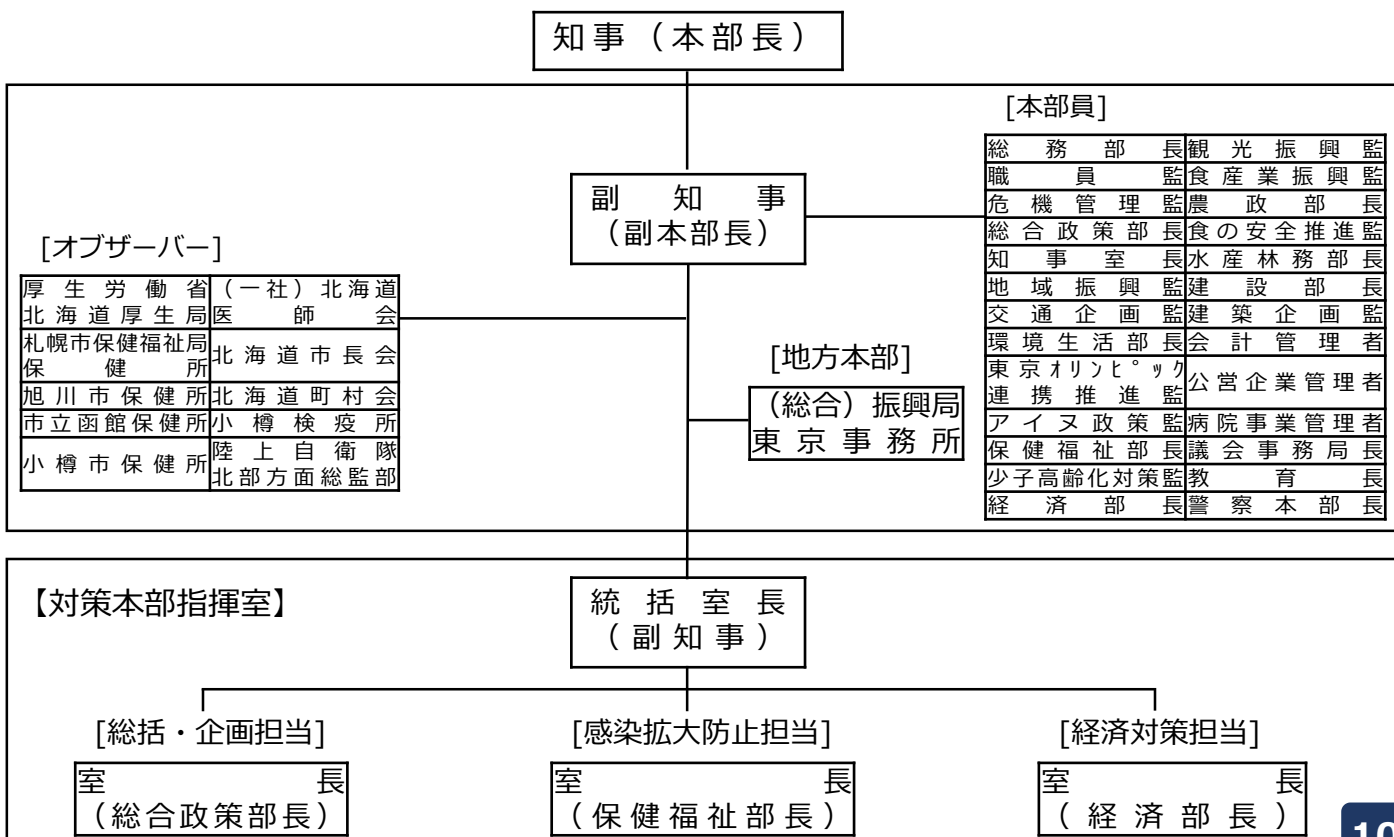
- 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された時は、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。（第22条第1項）
- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。（第24条第1項）

【北海道新型インフルエンザ等対策本部設置運営要綱】

第6条 本部会議は、本部所掌事項及び新型インフルエンザ等対策に関する重要事項を協議し、その推進にあたる。（新型コロナウイルス感染症対策本部に読み替え）

- ※対策本部におけるこれまでの主な決定事項
- ・ 特定警戒都道府県の指定に伴う道の緊急事態措置の決定
 - ・ 緊急事態措置の改定・延長
 - ・ 新しい警戒ステージの設定 など

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の組織図



第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応する。

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標	1	2	3	4	5	
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※ 各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断。

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状況	対応の考え方	(参考) 国ステージ
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染予防の徹底などについて注意喚起 (感染状況に応じて、振興局による注意喚起)	I
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	特措法第24条第9項に基づく要請 個々の行動変容に対する協力を要請	II
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	特措法第24条第9項に基づく要請 より強い行動変容に対する協力を要請	III
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項に基づく要請 事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請	IV
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請	IV

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

特措法に基づく協力要請等【法第24条第9項及び第45条（要約）】

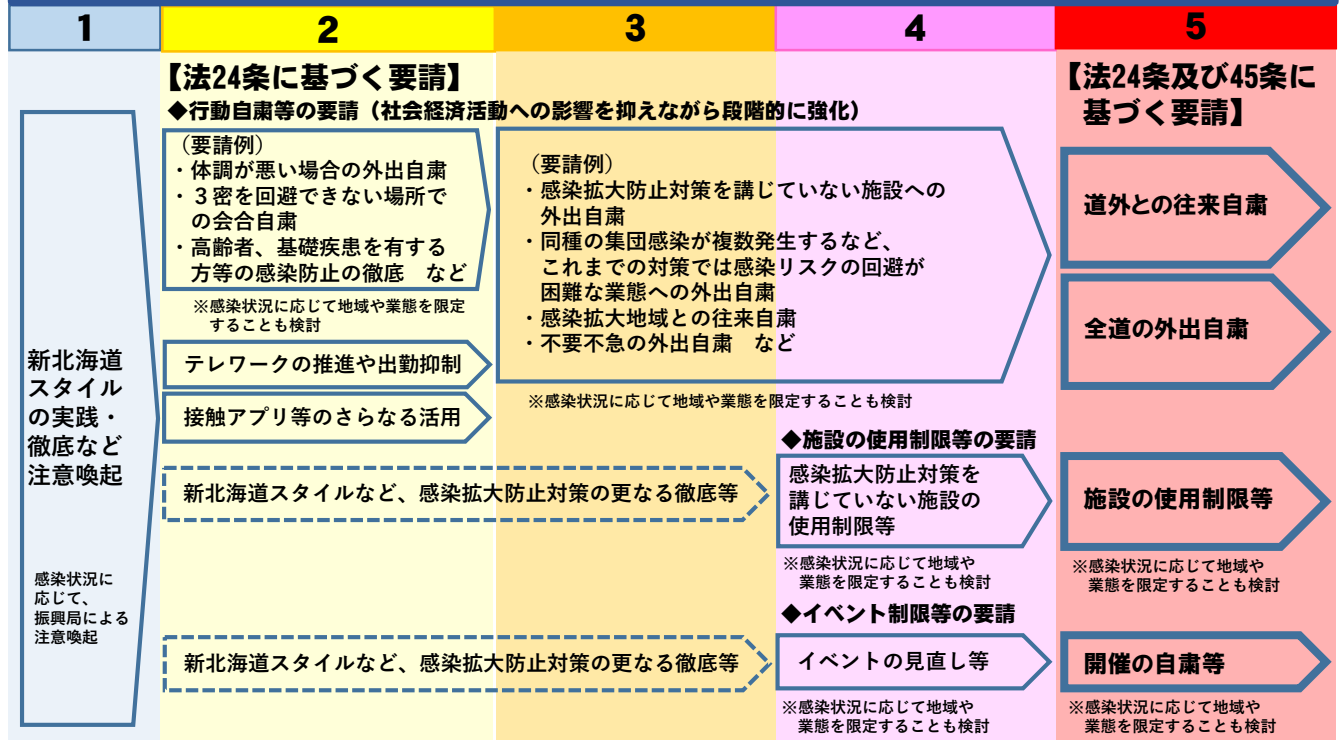
(第24条第9項)

- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(第45条)

- 特定都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる
- 特定都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。
- 要請・指示を行ったときはその旨を公表する。

警戒ステージの対応の目安



- ※ 行動等の制限につながる協力要請を行う場合は、必要最小限
- ※ 感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力要請については、警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえて実施

施設の使用制限等に関する協力要請を行わざるを得ない場合

○実効性のある協力要請となるよう所要の対応を実施

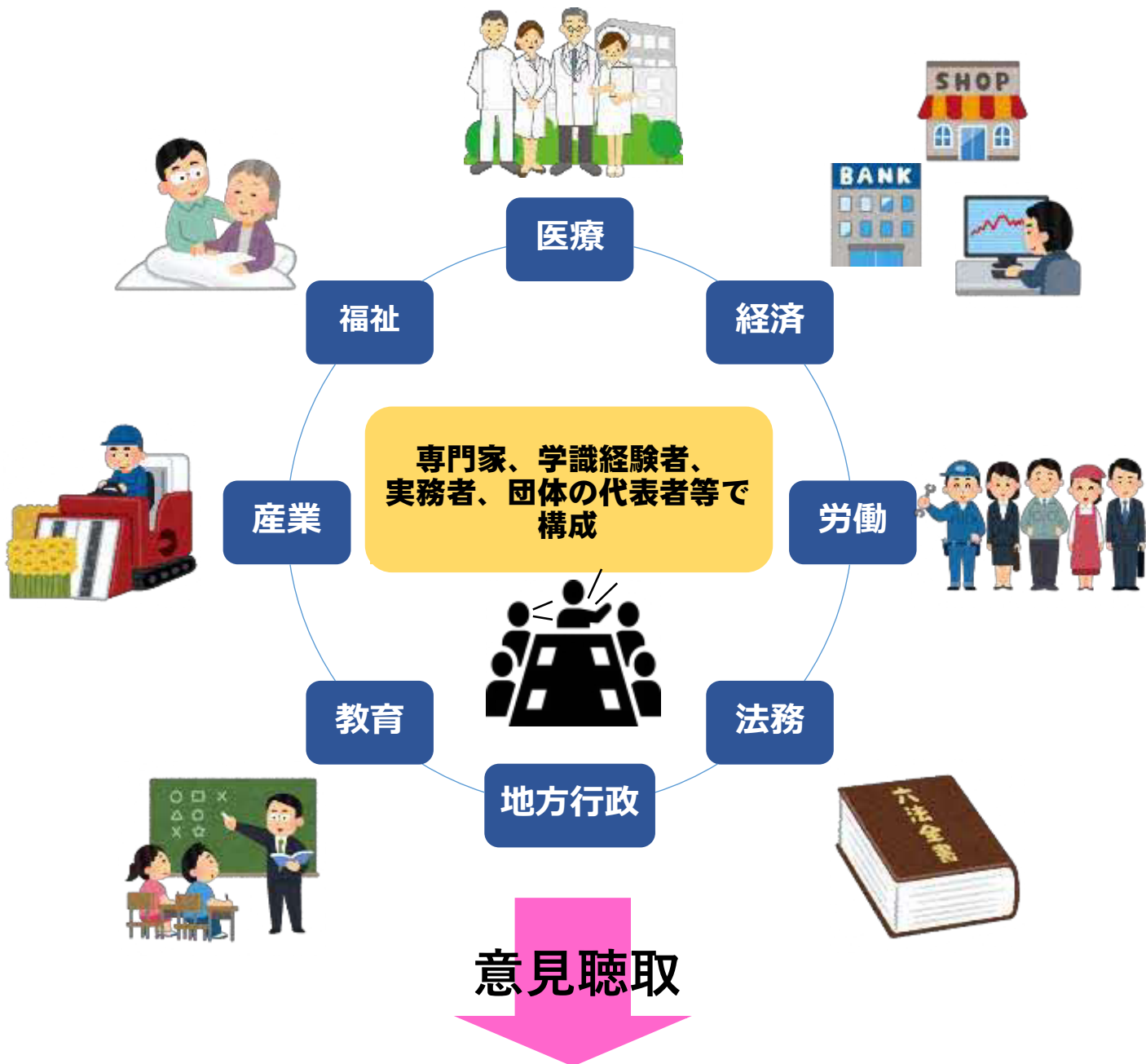
- ・休業要請の範囲（地域・業態）の検討
- ・事業者への支援策等の検討
- ・市町村、関係団体等への早めの情報提供

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項③

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議



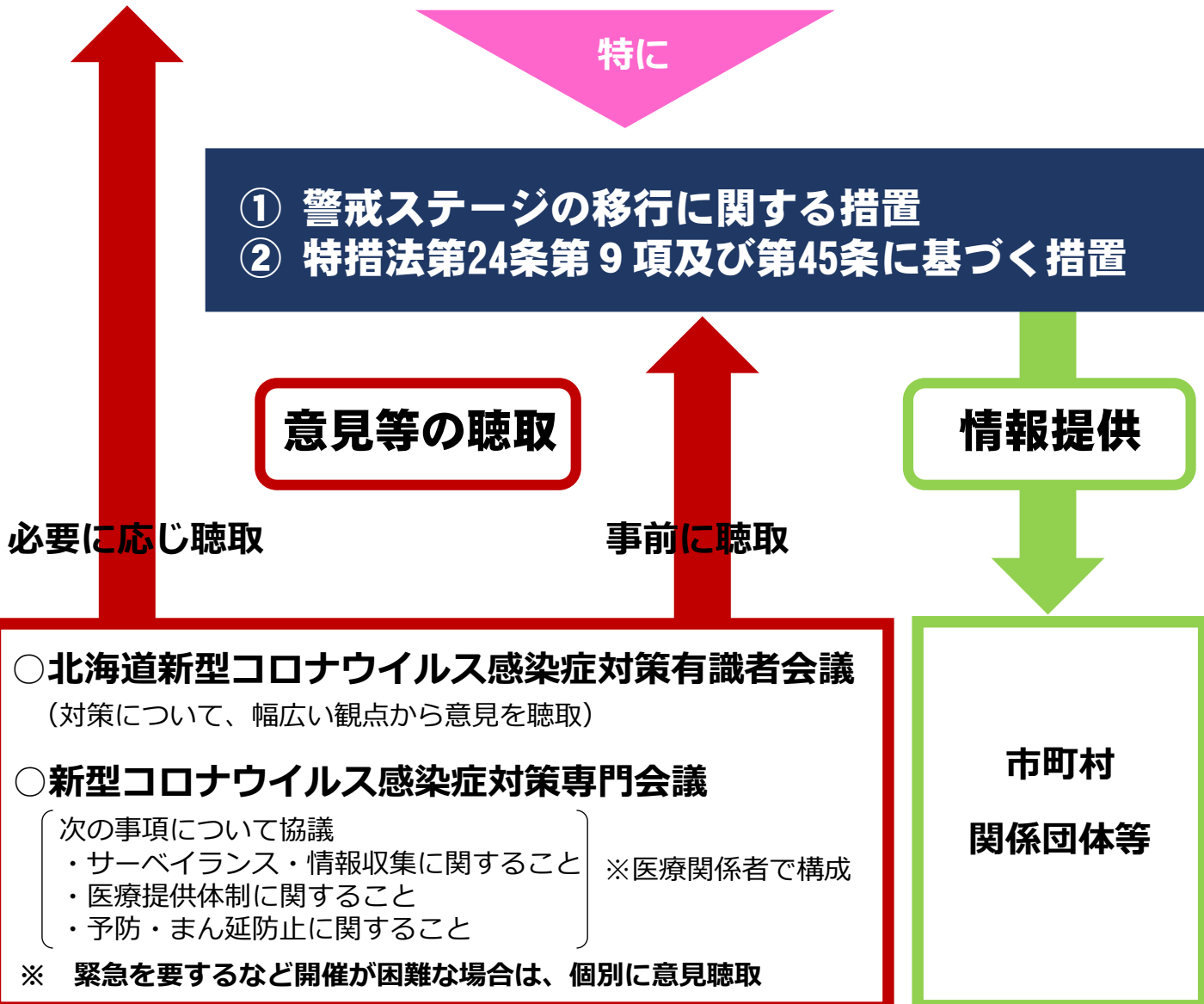
幅広い分野における専門的知見を対策に反映

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項④

4 意見等の聴取

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。
 - ① 警戒ステージの移行に関する措置
 - ② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

新型コロナウイルス感染症対策の立案等



新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 12. 24）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■検査及び患者の状況（12/22現在）

検査件数	218, 175	現在患者	1, 750
陽性累計	12, 381	うち現在入院患者	926
陰性確認済累計	10, 230	うち宿泊療養施設入所者	256
死亡累計	401	うち入所日調整中	157
		うち自宅療養者	411

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

12月23日0時までに確認されている感染者は203, 113例

入院治療等を要する者27, 017名、死亡者は2, 994名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等

対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。

- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めるこ

とが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)

- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。

- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。
- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「GoToEatキャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「GoTo商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。
- (85) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。
- (86) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。
- (87) 11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第14回）開催。
- (88) 11月10日、新型コロナウイルス感染対策本部（第45回）開催。
- (89) 11月12日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）開催。
大規模イベントの開催制限を2月末まで再延長することを決定（映画館や野外フェス等における感染防止策等を明示）。
- (90) 11月16日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）開催。
- (91) 11月20日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第16回）開催。
- (92) 11月21日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）開催。
GoToトラベル事業は、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置の導入。GoToEatキャンペーン事業は、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控えることについて検討を要請。
- (93) 11月24日、札幌、大阪両市を目的地とした旅行について、GoToトラベル事業の一時停止を決定。（11月24日～12月15日）
- (94) 11月26日、GoToEatキャンペーン事業に関し、農水省は道商連及びオンライン飲食予約事業者に対し、「全道における食事券販売の一時停止」「札幌市内における食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の対応を指示（11月30日～12月27日）
- (95) 11月25日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）開催。
- (96) 11月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）開催。

(97) 12月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第18回）開催。

GoToトラベル事業は、札幌市及び大阪市の居住者に事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけることを決定。（11月27日～12月15日）

(98) 12月14日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）開催。

GoToトラベル事業について、札幌、大阪、東京、名古屋について一律に、12月27日まで、到着分は停止、出発分も利用を控えるよう求めるとともに、12月28日から1月11日までの措置として、全国一斉に一時停止することを決定。

(99) 12月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）開催。

3 道の対応

(1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。

(2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）

(3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起

(ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供

Q & A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1月23日、観光関係団体等

1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

1月30日、交通事業者への衛生管理徹底

2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

2月14日 " 第4回本部会議開催

2月19日 " 第5回本部会議開催

2月21日 " 第6回本部会議開催

2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催
11月 7日	〃	第25回本部会議開催
11月17日	〃	第26回本部会議開催
11月24日	〃	第27回本部会議開催
11月26日	〃	第28回本部会議開催
12月10日	〃	第29回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派

遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、

既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。

- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。

- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
- (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。

- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
- (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
- (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
- (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
- (98) 10月26日、警戒ステージを「2」に引き上げ、10月28日から11月10日までの2週間を集中対策期間として、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
- (99) 11月7日、警戒ステージを「3」に引き上げ、11月7日から27日までの3週間を集中対策期間として、すすきの地区において、接待を伴う飲食店などに営業時間の短縮等を行うなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (100) 11月10日、「Go To Eat北海道プレミアム事業（食事券発行）」開始。
- (101) 11月13日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN札幌すすきの交差点」での受入を開始（最大330名程度）。
- (102) 11月16日、「新型コロナウイルス感染症応援派遣」制度を活用し、国に対し、道立保健所への保健師等派遣について打診。18日から6県1大学から保健師等20名の派遣が

決定（札幌市には11月7日から約30名の保健師が派遣）。

- (103) 11月17日、札幌を対象に、「不要不急の外出」及び札幌市外への「不要不急の往来」を控えていただくなど、「ステージ4相当の措置を講じること」を決定。
- (104) 11月20日、宿泊療養施設として新たに確保した、「ホテルフォルツァ札幌駅前」での受入を開始（最大270名程度）。
- (105) 11月21日、知事から全国知事会に対し看護師派遣を要請、13県20人程度の看護師等を受入予定。
- (106) 11月24日、札幌市が国のステージⅢ相当であると判断し、札幌市内におけるGo To トラベル事業の一時停止について、国に申し入れを行うことを決定（11月25日～12月15日）。
- (107) 11月24日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、札幌市を目的地とした旅行に係るどうみん割を一時停止。（11月27日～12月15日）。
- (108) 11月25日、宿泊療養施設として新たに確保した、「コートホテル旭川」での受入を開始（最大90名程度）。
- (109) 11月26日、27日までの集中対策期間を2週間延長し、「札幌市内における接待を伴う飲食店」の休業を要請するとともに、すすきの地区の酒類提供を行っている施設について、営業時間等の短縮を継続して要請するなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (110) 11月27日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN函館駅前大門」での受入を開始（最大110名程度）。
- (111) 11月27日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、札幌市居住者に対しどうみん割を利用した旅行を控えるよう呼びかけ。（11月27日～12月15日）。
- (112) 11月30日、宿泊療養施設として新たに確保した、「アパホテル帯広駅前」での受入を開始（最大190名程度）。
- (113) 12月8日、旭川市における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、道から陸上自衛隊北部方面総監部に災害派遣要請を行い、自衛隊において直ちに派遣を決定。
- (114) 12月10日、これまでの集中対策期間を年末年始を含む1月15日まで1ヶ月間延長し、そのうち、営業時間の短縮、休業、外出自粛、往来自粛といった強い措置については、2週間の期間を区切って、12月25日まで協力を呼びかけを行うことを決定。
- (115) 12月14日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、どうみん割の一時停止措置の延長（12月16日～12月27日）及び全道一斉停止（12月28日～1月11日）。
- (116) 12月18日、Go To Eatキャンペーン事業に関し、「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について、全道域を対象とする（12月28日～1月11日）ことを農水省に回答（12月17日農水省から「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について検討依頼）
- (117) 12月21日、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る旭川市への自衛隊災害派遣に関し、道から自衛隊北部方面総監部に対し、災害派遣の撤収を要請。